

令和元年 決算審査特別委員会(個別質疑)

- 1 開催期日 令和元年 10 月 21 日 (月) 午前 9 時 57 分から午後 2 時 36 分
- 2 開催場所 庁舎 5 階本会議場
- 3 出席委員 中川決算審査特別委員会委員長、藤田決算審査特別委員会副委員長、大迫委員、木村委員、滝委員、坂本委員、桜井委員、青木委員、島崎委員、久保田委員、山本委員、永井委員、人見委員、稲田委員、小田島委員、鶴谷委員、佐々木委員、川崎委員、橋本委員
- 4 欠席委員 沢岡委員
- 5 委員外議員 なし
- 6 市側出席者

【企画財政部】

企画財政部長 川 村 裕 樹 ポールパーク施設課長 中 垣 和 彦

【建設部】

建設部長 平 川 一 省 庶務課長 中 居 直 人
 都市整備課長 佐々木 克 彦 建築課長 松 崎 隆 志
 土木事務所長 人 見 桂 史 渉外・治水担当主査 菊 地 徳 久
 道路・河川担当主査 野 本 周 緑化推進担当主査 松 本 直 樹
 住宅管理担当主査 上 森 秀 樹 河川・橋梁担当主査 浅 野 静 男
 道路・河川担当主査 藤 本 悟 除雪担当主査 野 尻 敬

【経済部】

経済部長 砂 金 和 英 経済部理事 水 口 真
 農政課長 及 川 浩 司 観光振興課長 山 田 基
 商工振興課長 林 睦 晃 観光協会担当参事 松 田 恭 昌
 農業振興・農地保全・農産・林務担当主査 中 尾 謙 介 農業振興・農地保全・農産・林務担当主査 池 田 栄 一
 観光振興担当主査 米 村 恒 商工業振興・消費・雇用・労働担当主査 山 田 真 耶
 商工業振興・消費・雇用・労働担当主査 宮 川 敬

【水道部】

水道部長 藤 縄 憲 通 経営管理課長 木 村 公 也
 水道施設課長 笹 原 拓 己 下水道課長 橋 本 洋 二

【農業委員会事務局】

農地振興担当主査 石 川 正 人

【教育部】

教育部長	千葉直樹	教育部理事	津谷昌樹
教育総務課長	下野直章	学校教育課長	河合一
小中一貫・教育施策推進課長	富田英禎	社会教育課長	吉田智樹
文化課長	丸毛直樹	エコミュージアムセンター長	平澤肇
学校給食センター長	須貝初穂	給食調理場整備担当参事	岡謙一
教育総務担当主査	本宮昌宣	学校教育担当主査	木村洋一郎
教育支援担当主査	福田康生	社会教育担当主査	山田孝博
体育担当主査	大西岳	文化振興・管理担当主査	笹森和宏
読書推進・管理担当主査	蛭名優子	業務担当主査	齋藤洋平

7 事務局

事務局次長	大野聡美	書記	金田周
-------	------	----	-----

8 傍聴者 1 人

議事の経過

中川委員長

おはようございます。

ただ今から、決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の日程は、配布済の審査方法等協議資料のとおりであります。各委員にご協力をいただき、日程どおり審査を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

審査に入る前に質疑の方法について確認いたします。質疑は、提出いただいた通告に則り行います。回数は 3 回までといたします。質疑の順番につきましては、挙手していただき、委員長が指名した順となります。通告をした全ての委員の質疑終了後には、各委員は 1 項目についてのみ質疑を行うことができます。ただし、回数は 1 回といたします。

なお、総括質疑を行う場合は、留保する必要がありますので、その旨を宣告されますようお願いいたします。

また、質疑は簡潔をお願いいたします。答弁者におかれましても、簡潔に答弁されますようお願いをいたします。

なお、傍聴の取り扱いについては、申し合わせにより許可いたします。

それでは、散会前に引き続き、議案第 23 号 平成 30 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について を議題といたします。質疑される方は、決算書のページなど、どの部分の質疑になるかを明確にしてから質疑をお願いいたします。

初めに、一般会計の農林水産業費の質疑を行います。

永井委員。

永井委員

2 点、まとめて伺います。担い手確保経営強化支援事業、決算書には載っていませんでしたけれども、報告書 55 ページ、そして、菜園パーク促進事業、報告書 54 ページです。どちらも事業採択に至らなかったり、開設に至らなかったりという結果報告が上がっているのですが、担い手確保経営強化支援事業のほうは令和元(2019)年

2月に補正予算が提案されています。このような事業採択を見込んだ補正予算を提案したのかどうか伺います。事業採択に至らなかった具体的な内容についても伺います。菜園パーク促進事業についても、開設に至らなかった具体的な理由について伺います。

中川委員長

及川農政課長。

及川農政課長

まず初めに、担い手確保経営強化支援事業について、事業採択に至らなかった具体的な理由についてですが、当該事業については、国の予算額を地区に配分する際、配分基準ポイントの上位地区から順に配分するルールに基づき実施されています。この配分基準ポイントは、助成対象者の事業実施前と事業実施から3年目の目標年度における決算状況、経営面積の拡大状況、経営管理の高度化の状況、農業研修生の受入れ状況に加え、地区としての担い手への農地の集積状況、農地集積割合の増加状況を点数化して算定するものです。このようにして算定された北広島市の地区ポイントについては、11点となり、国が示した平成30年度の配分基準ポイント12.818点に満たなかったことから、平成30年度は事業採択に至らなかったところです。2月に補正させていただいた、13,09万1千円については、採択を見込んだ上での計上でしたが、残念ながら事業採択に至らなかったところです。2点目、菜園パーク促進事業の市民農園が開設に至らなかった具体的な理由ですが、現在、認定市民農園は市内に6カ所開設されており、利用率を毎年調査しています。調査した結果、利用率9割程度の市民農園が多く一定の利用者が継続利用している状況が伺える一方で、利用率が5割に満たない農園もある状況です。このことから、現在のところ利用希望者に対して市民農園の数は充足しているものと思われると思います。また、新たな市民農園の開設を求める声もないことから、認定市民農園を新規に開設する動きには至っていないと考えているところです。

中川委員長

永井委員。

永井委員

担い手確保ですが、なかなか農業が第1次というか、農業が最優先的な基幹産業になっていない当市では、採択に至るまでが難しいのかもしれませんが、国から事業への補助金ももらえるということですので、是非、推進していただきたいと思いますが、今後の事業の利活用についてどのように検討されているか伺います。また、菜園パークも今、市民の中では充足しているのではないかということですが、こちらも今後、せっかく北広島市内にいろいろな市民農園が開かれていますので、是非、アピールなどに力を入れて、事業開設に至るまで行ってほしいと思いますが、伺います。

中川委員長

及川課長。

及川農政課長

まず、担い手確保経営強化支援事業についてですが、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成支援することにより、力強く持続的な農業構造を実現することを目標とする補助事業です。このため、補助率が事業費の2分の1と高く、融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会が金融機関の債務保証を支援するなど、手厚い助成内容になっています。一方では、事業のタイプとして事業対象者に関し選択と集中の傾向が強い補助事業となっています。したがって、今後の事業採択に向けての対策としては、助成を希望する担い手に対

し、ポイントの項目となっている付加価値の拡大、経営面積の拡大、経営管理の高度化、輸出の取り組み、農業研修生の受け入れを意識した農業経営への転換を図るよう促していくとともに、助成を希望する地区としてのポイントを確保するため、関係機関と連携して地域の担い手の農地集積を一層推進していく必要があるものと考えています。2 点目、菜園パーク促進事業については、認定市民農園の開園を希望する方の申出がありましたら、市としても助成していきたいと考えています。

中川委員長

永井委員。

永井委員

担い手確保ですが、ポイントをアップするために農業研修生の受け入れというのが出てきました。今、市内で例えば、農業をやりたいという外国の方を受け入れている農業従事者は、いらっしゃるのでしょうか。その点について、既に行っているということであれば、どのような実績が上がっているのかお聞かせください。

中川委員長

及川課長。

及川農政課長

市としては、現在のところ外国人の方の就労を受け入れている農業者の情報は持っていないところです。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

山本委員。

山本委員

私からは、まず、環境保全型農業直接支援対策事業について、決算書 171 ページ、主要施策の報告書 54 ページです。この事業の実績は 1 団体ということで、環境保全型農業の認定を行っているわけですが、実績の点について、農地面積による実績は、どのようになっているのでしょうか。それについての評価をお願いします。もう一つは、鳥獣による農作物等被害防止対策事業についてです。決算書 173 ページ、主要政策の成果は 55 ページです。まず、被害状況と鳥獣駆除実績について、お伺いします。

中川委員長

及川課長。

及川農政課長

まず初めに、環境保全型農業直接支援対策事業についてですが、化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取り組みと併せて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取り組みを支援する事業です。平成 30 年度の本市での事業実績状況についてですが、全体では 14.9 ヘクタールの実施面積となっており、市内、畑地面積全体に占める割合としては約 1%となっています。内訳についてですが、有機農業が 9.34 ヘクタール、カバークropp 4.86 ヘクタール、リビングマルチが 0.7 ヘクタールであり、取り組み面積としては対前年比で 15.3% 増加している状況であることから、徐々に当該事業への理解が広まっているものと考えています。次に鳥獣による農作物等被害対策事業についてですが、平成 30 年度の農作物被害の状況について、被害総額が 1,363 万 5000

円となっており、鳥獣別の内訳では被害額の多い順からエゾシカ 538 万 3000 円、鳥類 471 万 4000 円アライグマ 305 万 6000 円キツネ 48 万 2000 円となっており、前年より 159 万 2000 円増加しています。増加した要因としては、鳥類とアライグマによる被害が増加したものです。次に、平成 30 年度の鳥獣被害対策実施隊による駆除実績についてですが、エゾシカは銃とくくりわなによって 125 頭、鳥類及びキツネについては、銃によってそれぞれ 1,096 羽と 38 頭となっています。また、アライグマは、市の環境課が箱わなによる捕獲を実施しており、141 頭の捕獲実績となっているところです。

中川委員長

山本委員。

山本委員

まず、環境保全型ですが、14.9 ヘクタールで前年よりも 15.3%増加しているということですが、全体の農地面積に比べると 1%ということで、まだまだ数的には非常に少ないとはいえ、評価できると思います。市として、この環境保全型農業については、どの程度というか、農業者のご理解もあるかと思いますが、全体としての目標値をもっと高めていく必要があると思いますが、その辺りの目標値等を含めた考え方について、お示しいただきたいと思います。次に、鳥獣による農作物等被害状況防止対策事業ですが、非常に被害が増えているということです。これは、金曜日の環境課の駆除の対策についても非常に増えてきているということで、駆除数については、もっと対策を強める必要があると思います。そういう意味で、環境課での審査の際にも話しましたが、農政課と環境課で、それぞれ目的が違うのかもしれませんが、対象生物がかなり重複していることもありまして、事業をきちんと統合し、再構築した上で増え続ける鳥獣被害について、市として抜本的な対策の強化を求める必要があると思いますが、その点について、農政課としての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

中川委員長

及川課長。

及川農政課長

環境保全型農業直接支援対策事業についてですが、地球環境の温暖化防止等に寄与するというので、まず農業者の皆様のご理解を得ながら、経営とのバランスをとることも必要でございます。市としては、具体的な目標数値は設定していないところですが、まず、小まめにご説明申し上げて、ご理解、ご賛同いただけるような状況を作り、少しでも取り組み面積を増やしたいと考えています。2 点目、鳥獣による農作物等被害対策事業についてですが、現在、有害鳥獣対策については、農業被害であるか、または、生活環境被害であるかで、農政課、環境課に所管が分かれています。実情としては、相互に職員の協力体制をとるなど有害鳥獣駆除という事業の実施に関しては一体となって行動しているところです。農政サイドの具体的な取り組みとしては、有害鳥獣駆除の部分では実施体を結成し駆除をいただいています。そのほかに、農業振興奨励事業を使い、電気牧柵の設置に関する助成を行っています。これについては、農業者が電気牧柵を設置したいという要望がありましたら、市が 3 分の 1、JA 道央が 3 分の 1、農業者が 3 分の 1 という負担で電気牧柵を設置しているところです。平成 30 年度の実績としては、11 件の電気牧柵の設置を行ったところです。事業の一本化というお話がありましたが、現在進めている有害鳥獣駆除という部分では、環境課と農政課は一体となって進めているところです。それぞれ、目的は若干違い、予算を別に持っていますが、事業を推進する面では一体で進めています。また、エゾシカに関しては、撲滅を目的に駆除しているわけではなく、北海道の実績でも年々、エゾシカの数はずっと減ってきています。ある一定のところまでいきましたら、元来住んでいるエゾシカですので、人間との共存を図っていく必要があると考えています。農政課の考え方としては、一定程度駆除が完了したところで、農業とエゾシカの共存を図って

いくということで電気柵の設置等に今後は力を入れていきたいと考えているところです。

中川委員長

山本委員。

山本委員

まず、環境保全型農業については、市として目標がないということで、農業者の理解を得ながら少しでも多くということですが、全体としての北広島市の農業のブランド力アップなどを含めたときに、やはり環境保全型農業を進めていくところ、もっと強化していく必要があると思います。これについては、一般質問でも農業のきちんとした条例などを作って、計画を作って進めていく必要があると考えていますので、この環境保全型農業についても、きちんと考え方をはっきりさせた上で支援していくという取り組みを進めていただきたいと思います。その点について、お考えをお聞かせ願いたいと思います。それから、鳥獣被害ですけれども、エゾシカは減ってきているということですが、ただ、今の段階では、エゾシカも含めて、きちんと鳥獣を駆除していくとか、減らしていくところの対策は、強化していかなければならないと思います。これについては、一緒に事業を行っていることは理解しますが、事業を総合的に行う中で、もっと強化する仕組みを構築する必要があると思います。そういう意味で、予算を統一するのかどうかではなく、全体としての協議会を作っていか、市全体を上げて、鳥獣被害の取り組みを運動化していくなどの形での強化策も含めて、相互の事業を再構築する必要があると思います。その点についての考え方もお聞かせ願いたいと思います。

中川委員長

及川課長。

及川農政課長

初めに、環境保全型農業直接支援対策事業についてですが、委員がおっしゃる具体的な目標があったほうが、事業を進めていきやすいのではないかと考えています。2 点目、鳥獣による農作物被害等ですが、今現在も北広島市鳥獣被害防止対策協議会が設置されており、市の農政課が依頼している実施隊への報酬については、被害防止対策協議会から、実施隊に直接費用が支払われている状況です。その原資はといいますと、農林水産省、国から補助される補助金が、直接被害防止対策協議会に入ります。これは、市を経由していませんので、決算上は表れない数字になります。そのお金を使って、実施隊が駆除作業を行っているところです。被害防止対策協議会には環境課長も会員として参加しており、その中で環境サイド、農政サイドそれぞれの状況等をお話して、一緒になって事業を進めているところです。

中川委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

私から 1 点、お伺いします。経営体育成支援事業について、決算書 168 ページ、報告書 54 ページです。昨年の台風及び地震による農業用施設の修繕に係る一部費用の助成ということで行われていますが、完結した分が 65 件で、今年度に繰り越されている分が 15 件あるという記載があります。この今年度に繰り越されている分の復旧や補助等の進捗状況について、お伺いします。

中川委員長

及川課長。

及川農政課長

経営体育成支援事業についてですが、昨年 9 月の台風 21 号及び北海道胆振東部地震による農業用施設等の被害に対し、修繕等に係る費用の一部を助成したものです。事業の進捗状況については、平成 30 年度から今年度へ繰り越した 15 施設について、本年 6 月に修繕等の工事が全て完了し、補助金についても既に交付を完了しているところです。なお、今回の修繕等に係る費用負担により、修繕そのものを取り止めたり、費用負担が経営を圧迫し、経営規模の縮小に至ったとの事例報告は受けていないところです。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

2 点、簡潔にお聞きします。1 点目は、農業費、鳥獣の農業被害対策、何人かの委員から同じ質問が出ていますので、私は重ならないところでお伺いします。アライグマのわなを、市で貸出していると思いますが、現在、市で保有している数、貸出の実態はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

2 点目は、農業費、6 次産業化の支援事業について、平成 30 年度の事業内容と効果はどう分析しているか、お聞きします。

中川委員長

及川課長。

及川農政課長

1 点目、アライグマの箱わな数等についてですが、アライグマの駆除については、環境課が所管していますので、農政課では数を把握していないところです。続いて、6 次産業化等支援事業についてですが、市内の事業者が実施する、市内農産物、農産加工品を原材料とした商品開発、販売や地産地消の取り組みなど、農業者の所得向上や農作物の付加価値向上につながる取り組みの支援を行っているところです。平成 30 年度の事業内容及び効果についてですが、今年 3 月に農泊フォーラムを開催し、地場産品の試食や加工機械等のデモなど地域の 6 次産業化等の取り組みを紹介するイベントを行ったところ、約 120 名の参加を得ることができ、市民の皆様にも地場産品の魅力を知っていただく良い機会であったと考えています。また、当該事業では個人農業者の商品開発に対し、補助金を交付しており、ミニトマトを使用したジュースが商品化されているところです。販売については、農業者によるインターネット販売のほか、札幌北広島クラッセホテルやホクレンくるの杜、コープさっぽろ、札幌市内デパートや道産食品セレクトショップなどで取り扱っているところです。また、ふるさと納税返礼品にもなっており、市の PR につながっていると考えているところです。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、6 次産業化等支援事業でお聞きします。議員会でも若手農業者の方をお招きして意見交換をしたところですが、そういう商業をいかに PR して販路拡大をしていくか。その側面も市としてあると思いますが、その

辺りの今後の見通しを伺います。それから、今年度以降、新たな 6 次産業支援事業の発掘の目途、見通し、どのような対策を持っているのかを聞きたいと思います。

中川委員長

及川課長。

及川農政課長

現在、商品開発の事業については、3 点ほど相談を受けて進めているところです。1 点目が、トマトを利用した乾燥野菜の販売です。それと 2 点目が、ニンジンを使ったニンジンジュース、3 点目が、牛肉を使ったフランクフルトソーセージの開発等について、具体的なご相談を受けて協議を進めているところです。

中川委員長

及川課長。

及川農政課長

販路拡大についてですが、今後についても、ふるさと納税の返戻品で使用していただくとか、先ほども申し上げました札幌市内のデパート、ホテルで使用していただくということについて、販路をできるだけ拡大していきたいと考えています。

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、農林水産業費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

10 時 25 分 休 憩

10 時 26 分 再 開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、商工労働費の質疑を行います。

鶴谷委員。

鶴谷委員

私から 1 点、働きたい女性のための再就職支援事業について、お伺いします。決算書 180 ページ、報告書 73 ページです。出産や育児等で仕事にブランクがある女性を対象に座学研修と就業に必要な実習を行い職場への復帰を支援するものですが、この事業は人材派遣会社などへの委託により実施してきていることは認識しています。この事業を運営する中で、市内の企業や事業所を活用したり、連携した取り組み内容についてどのようであったか、お伺いします。

中川委員長

林商工業振興課長。

林商工業振興課長

市内の企業等の活用についてですが、約 2 カ月の座学研修期間中に 2 日間実施した、企業見学バスツアーで市内企業 6 社のご協力を得て働く現場を見学させていただくとともに業務内容や雇用条件について直接説明を受ける機会を設けたところです。また、座学研修終了後は 1 カ月半の職場実習として、研修生の希望する条件に合った企業を開拓し、市内企業を中心に 10 社の受け入れ企業で職場実習を行うなど、適職とのマッチングに努めたところです。

中川委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

6 社の企業からご協力をいただいたということですが、職場実習の際の実習費や交通費など、このような手当は企業からの支給なのか、この事業の中に含んで支給されたのか確認したいと思います。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

職場実習中の研修生に対する賃金等の支払いについてですが、座学研修の開始から職場実習の終了までは、本事業の委託業者との雇用契約期間となることから、委託料の中に含まれる費用で委託業者から研修生に賃金等として支払われることとなっています。

中川委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

再就職支援事業は一定の効果があったのではないかと考えますが、今後の継続の必要性や課題など、市としてどのような見解をお持ちか、お伺いします。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

取り組みの成果については、平成 30 年度は研修生 13 名中、就職につながったのが 11 名となり、市内企業への就職は 8 名となっています。また、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間の実績については、研修生 42 名のうち 38 名の方が就職につながっているところです。本事業については、女性の活躍を後押しする事業ですが、雇用対策としては引き続き市内企業においても、人手不足に関する声が上がっていることから、今後も継続を含め多様な働き手を対象とした支援について検討を進める必要があると考えているところです。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

人見委員

私から、1 点質問させていただきます。若年層新規雇用助成金交付事業について、決算書 181 ページ、主要な施策に関する報告書は、59 ページです。新規雇用者の対象は、市民のみなのか。それとも、市外の方も対象になるのかと同時に、10 名の新規雇用者のうち現在も継続して就労している方が現在、何人いるのかお尋ねします。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

新規雇用者については、35 歳未満の正社員であることなどが対象要件となっており、採用時には市外に住民登録があっても実績報告の提出時期である雇用した日から 3 カ月後までの間に市民となっていれば対象としているところです。なお、雇用期間の要件については、今年度より、これまでの 3 カ月から 6 カ月に変更しているところです。平成 30 年度の助成金対象となった方については、10 名中 8 名が現在も継続して就労されている状況です。

中川委員長

人見委員。

人見委員

では、再質問をしますが、10 名中 8 名というのが、高いのか低いのか、いろいろと評価の分かれる部分かと思えますけれども、実際のところ、今どの業種においても、なかなか定着しない社会状況があると思いますが、この雇用に対しての効果として、市はどのように考えているのでしょうか。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間の実績では、25 名が対象者となり、うち 18 名が現在も継続して就労されている状況であることから、市内企業の地元雇用への支援と定住人口の増加につながっているものと考えているところです。

中川委員長

人見委員。

人見委員

この 3 年間で 18 名が継続して雇用されているということで、その面では思ったより妥当であると思いますが、状況は変わるものですし、市内の在住者ではなくても福祉の人材等は、市外からもいろいろな形で補助金を出して募集している状況ですので、市の人口を増やす意味でも、市内の事業者のためにも、これから柔軟に考えていくお考えはあるのか、お尋ねします。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

今年度、若年層の職場定着を新たに事業の目的として加え、対象要件に人材育成などを目的とした研修の受講を加えているところです。若年層の職場定着は大変重要な課題と考えていることから、今後も必要な支援等について検討を続けたいと考えています。

中川委員長

ほかに、ございませんか。
山本委員。

山本委員

私からは、企業誘致推進事業についてお聞きします。決算書 177 ページ、主要施策の成果政策報告書は 57 ページです。まず、平成 30 年度の誘致実績及び雇用実績については、正規か非正規かの別にお示しいただきたいと思っています。

二つ目は、特に輪厚工業団地の販売及び操業の現状実績について伺います。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

まず、平成 30 年度の誘致実績についてですが、輪厚工業団地については、市内に事業所のあった北英電工株式会社が昨年 10 月に立地しており、大曲地区には昨年 11 月に第一貨物株式会社が、西の里地区には昨年 6 月に北日本スカイテック株式会社がそれぞれ新規に立地をしたところです。昨年度の立地に伴う雇用実績については、従業員数が 91 人、うち正社員が 75 人となっており、パート職員、契約職員、派遣職員については、合わせて 16 人という状況になっています。輪厚工業団地の進出企業において操業が開始した、平成 25 年度以降に立地した主な企業の雇用状況については、14 社において、従業員数が 1408 人、うち正社員が 347 人、パート職員などが 1061 人となっています。

次に輪厚工業団地の販売と操業の実績についてですが、平成 30 年 8 月に北海道川崎建機株式会社に 1 区画を販売し、35 区画中 32 区画となり、分譲率は 97. 3%となっています。現在、輪厚工業団地において実際に操業しているのは、9 社で、操業率は、面積割で 37. 8%となっています。本年 5 月から、大和ハウス工業株式会社が建設をしています、大型物流施設が操業開始となれば、操業率は面積割で 50. 6%となる予定です。

中川委員長

山本委員。

山本委員

まず、企業誘致推進事業における雇用実績ですけれども、輪厚工業団地の非正規率がかなり高いということで、物流関係などが多いと思われそうですが、是非、正職員の雇用の関係、そして、北広島市内になるべく住んでいただきたいということを含めて誘致企業に対する働きかけを強めていく必要があると思いますが、そのことについての考えを示していただきたいと思っています。次に、輪厚工業団地の操業実績ですが、大和ハウスの操業で 50. 6%ということで、売れてはいるけれども、操業率については、まだ半分ということです。特に、大和ハウスについては、いろいろな方が一般質問をされていますが、買い戻し特約が 5 年経過となっており、それほど遠い時期ではなくなってきていると思います。そういう中で、操業の見通しについてはどう考えているのか、また、それに対

する対策はどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

企業の誘致に関する正職員等の雇用についてですが、これまでも企業誘致に関しては併せて、雇用の確保についても企業と協議をしているところです。企業の誘致に伴う雇用対策については、人材確保に関する支援として、求人情報の周知など、市内雇用の確保も含めて企業と連携しながら進めていきたいと考えています。

次に、大和ハウス工業株式会社所有地については、平成 27 年 4 月 20 日に土地の売買契約を締結後、5 月に引き渡しをしていることから、令和 2 年 5 月に買い戻し権の行使ができる 5 年となる予定です。現在、未立地の区画についても複数企業と商談中であると伺っていることから、今後も早期立地に向け連携した誘致活動を進めていきたいと考えています。

中川委員長

山本委員。

山本委員

大和ハウスの問題については、令和 2 年操業となると、建物を建てなければならないので、そろそろ操業に向けての建物の実施計画も含め具体化されていなければならない時期になっていると思います。そういう意味で、大和ハウスといろいろ協議をしているということですが、その認識はどう共有化されているのか、伺います。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

大和ハウス工業所有地の誘致については、複数企業との商談について情報共有しながら、必要に応じて直接お会いしてご説明をさせていただくことも含め協議していることから、今後も引き続き連携しながら誘致活動を進めていきたいと考えているところです。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、1 点お聞きしますが、商工費中小企業者等融資事業の平成 30 年度の融資実績、設備、運転を含めての実績を詳しく説明してください。それから、融資を受けた企業で平成 30 年度に倒産したケースがあったのかどうか。また、返済等ができなかった焦げ付き件数等もあったのかについて、説明をお願いします。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

平成 30 年度の融資実績については、全体で 167 件、金額は 15 億 30 万 5000 円となっております。融資実績の内訳としては、運転資金が 96 件で 11 億 5,310 万円、設備資金が 14 件で 1 億 1,851 万円、新規創業等支援資金が 3 件で 950 万円、小口企業資金が 54 件で 2 億 1,919 万 5 千円となっており、前年度と比較すると、件数では 22 件の減少、融資額では 3 億 9,552 万円の減少となっております。次に、融資を受けた企業の倒産件数ですが、本市に対しては直接または金融機関からの報告を義務付けているものではないことから、直接把握はしていませんが、民間調査機関が発行した資料を確認したところ、1 件が倒産企業として掲載されている状況です。次に、融資の返済ができなかった企業の件数についてですが、平成 30 年度については、返済に滞りが生じた企業が 1 件、信用保証協会による代位弁済により、金融機関に対して返済が行われている状況であると把握しています。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

確認で一つ質問します。当初予算が、融資、10 億円か 12 億円で組んで、オーバーして補正で組んでいるのがここ数年、続いていたと思います。予算編成において、中小企業融資等の予算額の増大といったものは今後どのように考えているのか。今までどおり、予算を超えたものは補正で対応していく考え方なのか、基本的な考え方をお聞きします。

中川委員長

林課長。

林商工業振興課長

融資事業の予算については、金融機関が行う融資の原資となる資金として預託金として 2 億 5,000 万円を市から金融機関へ預託している状況です。また、市から事業者への直接給付としては、信用保証料と利子の一部を補給金という形で年度末に給付をしているところです。融資の状況については、平成 29 年度に制度改正になったこともあり、動きが毎年度異なっていることから、傾向の分析等を行いながら予算措置についても対応していきたいと考えています。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

橋本委員。

橋本委員

最後に、この件について特別な質問になりますので、ご理解をいただきたいと思います。まず、通告にしたがい、都市型観光推進事業、観光振興事業、サイクルツーリズム等観光拠点整備事業の 3 事業の成果と今後の展望について、お伺いしたいと思います。この件については、ご承知のとおり、交通の要所としての地の利とボールパーク構想効果を生かした観光推進であり、これらはまさに、地の利と地域資源を生かしたまちづくりの重要課題であると認識しております。これらのことから、質問しますので、ご理解をいただければと思います。

中川委員長

山田観光振興課長。

山田観光振興課長

まず、都市型観光推進事業とサイクルツーリズム等観光拠点整備事業については、平成 30 年度はサイクルツーリズムをはじめとする観光資源を首都圏等での PR、サイクリングツアーやガイドマップの作成などの取り組みによって、観光に係る本市のイメージ定着や来訪意欲の醸成を図ったところであり、様々な形で誘客に結びついていると考えているところです。また、北広島市観光協会への事業支援となっている観光振興事業については、ふるさと祭りなどのイベント開催により、まちの活気やにぎわいづくりに、つなげているところです。今後については、観光基本計画にある観光協会の観光振興に果たす役割強化、観光資源保全と有効活用、魅力ある観光基盤の構築、効果的な情報発信について、計画的に行っていきたいと考えています。

中川委員長

橋本委員。

橋本委員

私も一定の理解をしているつもりでしたが、今、山田課長から答弁をいただき、着実に一步一步階段を歩んでいるということが感じられ、今後の展開に期待をしているところです。昨夜、基本計画を見ると、ボールパークの開業を見据えた観光、まちづくりを推進していくということが見直し項目の一つとなっていました。まさに、ボールパークとともに観光事業をしようということが計画にも記載されています。決算ですから、このことを次年度に反映させる意味で質問させていただくことをご理解いただきたいと思います。少し前に北海道マラソンが急に決まり、開催まで 10 カ月しかないということと、今朝の朝刊では昆布ロードという北前船、歴史的なことが小樽のシンポジウムで行われたということで、我々が忘れ去られている歴史、ただ、進行形ではなくて北海道 150 年事業は昨年終わりましたので、今は、アイヌ文化ということが、民族の問題も含めて、国際社会から非常に興味を持たれています。そして、不毛といわれた寒地に稲作ができました。できた家屋、当時のものが今も現存しており、これは、島松沢にあります。一方で、最近では書物を見ると、外国人が温泉に入るという時代ではなく、個人旅行者が増えてきたようです。本州の方もリゾートを回って歩いていますけれども、「自然環境を見たい。歴史、そういったものに非常に興味がある。」といった外人だけでなく、「実際に北海道の歴史を知りたい。」という状況に、これからなっていくのではないかと思います。言葉の中では、「フロンティアスピリット」という言葉があります。開拓精神です。これが、内外からともに高く評価されることに皆さんにも、気づいていただきたいと思います。今回は、ワールドカップで皆さん、寝不足かもしれませんが、ラグビーが新たなスポーツ文化を国民に与え、非常に強烈なインパクトを残して、まだ今もその余波は忘れていません。そんな意味から、観光事業としては、ボールパーク構想は当然これから作る構想です。しかし、わが北海道はこれから 10 カ月間しかないマラソン大会で、世界的に放映されていくと思います。どのようにわがまちを PR をしていくかということから、意義を広げて、市民や国内だけではなく、市民と役所だけの流儀ではなく、こういう総合行政の中で、何らかの形で、職員も頑張ってチームを作っています。けれども、周囲から見たときの北広島市はどうかということです。自己満足をせず、この時期を逃してはいけません。1 回しかない最高の PR 時期ですから、このプレゼンテーションについて、市の担当者には是非とも頑張ってくださいと思いますし、担当者だけではできない、市全体の理解をいただかなければできない、まさに総合行政の中で取り組んでいく必要があるのではないかと感じております。このことについて見解があれば、お願いします。

中川委員長

山田課長。

山田観光振興課長

先ほど、橋本委員からご紹介のありました歴史的な部分だったり、北広島市のまちの地の利の良さ、そういったものが一つのアピールポイントです。本市を代表とする歴史資源の一つとして、旧島松駅通所があります。本市の観光スポットの一つとして、広く今後も情報発信していくのが一つのポイントと思っています。来年、現段階で計画されている東京オリンピックのマラソンの関係ですが、これから動向を注視しながら、北海道や札幌市との情報共有を進めていきたいと考えています。

中川委員長

橋本委員。

橋本委員

この件を聞くのは、こういう機会しかないものですから、一つ、その中で私はずっと指摘をしてきました。ふるさと祭りを発展的に解消したらどうかと思います。皆盛り上がりて人は来ています。確かに、素晴らしく盛り上がりっていますが、祭りのコンセプトが、どうも見当たらないのです。核となるコンセプトです。そして、市民が喜ぶのではなく、他市町村から皆さんが北広島市に興味を持ってくれるといったことが、大切です。ただ、ビールを飲んで、焼き鳥を食べればいいのではなく、そこに主体となるコンセプトが観光事業に必要なのと同時に、また、これから北広島市も、ボールパーク構想で、まちが発展していくと思いますが、やはり商工会に肩代わりしていただいて、まちにふさわしい民間なりの組織づくりもしていかなければならないと私は思っています。ご指摘する言葉ですが、あえて申し上げるならば、そういったまちに発展していただきたいと思うからです。そういうことがありまして、産官学、一体となったまちづくりを進めていけるとは思いますが、行政からの答弁は非常に難しいと思います。答弁できなかつたら、商工会の関係は結構です。ご意見があれば、いただきたいと思います。もう一つは、近年の観光は、先ほど申しましたように、触れる、癒す、学ぶ、求める。体験型の観光ニーズが非常に高まりつつあるということです。そして、都市における観光のあり方についても、本市の個性や魅力を発揮しながら交流によって、集客を促進し、歴史的な地域遺産や集客施設も活かした都市型観光を推進する必要があることが基本計画にも述べられています。ただ、これは全て会議の中で決められて確認された計画書ですから、言葉だけに終わることなく、是非この言葉の意義を十二分に発揮して、観光振興につなげられるよう期待します。併せて、来年度の予算措置でこれから入るでしょう。あと、来年の秋はオリンピックが始まりますので、その前にPRをする。予算、費用をただ、ボールパークの構想だけで言えばいいものではなく、こういう機会に、わがまちはどうやって売り込むか、シティセールスをするかということ、今までの延長ではなく、新たな認識の中でこうした機会を捉えて、予算化も含めて、是非、私どものまちのPRと観光振興に努めていただくことをお願いして、発言を終わります。

中川委員長

山田課長。

山田観光振興課長

先ほど、産官学連携というお話もありました。にぎわいづくりという面からいくと、商工業者を始め、市民の方の参画も必要と考えています。そういった部分で行政ができることと、観光協会ができるすみ分けも含めて、今後、観光振興施策を進めたいと考えています。

中川委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、ございませんか。

藤田委員。

藤田委員

1 点だけ、通告によらず質問をさせていただきます。先日の環境課の質疑の中で、ごみの減量化に関してですが、特に、海洋プラスチックごみ等々を含めて、プラスチックごみを少しでも出さないようにいろいろな取り組みが出されています。一つは、観光協会主催のイベント、ふるさと祭りを含めて年間でいくつかありますが、その中での皆さんもいた方は気付いていると思いますけれども、飲食等の飲物は必ずプラスチックのコップです。毎年 8 月に行われている、ふるさと祭り、この日はお隣の恵庭が島松鳴子祭りという祭りがありまして、毎年、私は掛け持ちして行っていますが、恵庭市では、飲物のコップは紙となっており、どういう背景でそのようなのかわかりませんが、そういう実態があります。今、世の中の流れはできるだけプラスチックを使わない方向で動いていると思います。取りあえず、市から補助金が出ている観光協会が行うイベントにおいて、飲物のプラスチックコップを紙コップに変えるようなことを検討できないのか、見解をお聞きます。

中川委員長

山田課長。

山田観光振興課長

現在、観光協会で行っているイベントの開催、運営についてですが、現状では、イベントにあたってのごみについては適正な分別に努めていただいていると認識しています。プラスチックカップから紙の製品に変えるということですが、先ほどの恵庭市の事例や他の地域においても、環境に配慮したリユースの取り組み事例などがあります。ごみの減量やリサイクルの推進も含め、今後、観光協会や実行委員会において、情報共有をしていきたいと考えています。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、商工労働費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

10 時 59 分 休 憩

11 時 00 分 再 開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、総務費の総務管理費の施設管理費のうち、新庁舎建設事業及び土木費の質疑を行います。

どなたかいらっしゃいますか。

山本委員。

山本委員

私からは、総務管理費の施設管理費のうちの新庁舎建設事業についてお伺いします。決算書 90 ページから 93 ページ、主要な施策の報告書 76 ページです。新庁舎の建設事業については、以前、一般質問もしましたが、新庁

舎完成後、完了検査における指摘事項等ということで、特に新庁舎が引き渡されてから 1 年後に市が庁舎の状況を見て、工事事業者と協議していくということであったと思います。市として新庁舎建設について、どのような指摘事項等があったのか、また、それに対する対応があったのかを伺います。

中川委員長

中居庶務課長。

中居庶務課長

平成 30 年の春に一斉点検を行い、結果については、床タイルのひび割れ、幅木の剥がれや一部、塗装の剥がれなどを確認しています。これらの不具合については、全て補修を行っています。

中川委員長

山本委員。

山本委員

これについては、私も一般質問でも述べさせていただきましたが、階段室のガラス張りの場所について、夏場は非常に温度が高温になり、特に 5 階については、4 階からその階段室を使わないと上がれない状況にあることから、設計自体の問題もあったのではないかと指摘をさせていただきました。この点については、最初から問題にならなかったのでしょうか。

中川委員長

中居課長。

中居庶務課長

ご指摘の南東側避難階段については、高温になることについては承知しているところですが、避難階段ということになっておりますので、5 階へ上がっていただく方や来庁者に対しては、夏の期間に、階段室が高温となった際には、階段ではなくエレベーターをご利用いただくようお願いしているところです。南東側の階段については、あくまでも避難階段と捉えておりますので、来庁者の方には、先ほど申し上げましたようにエレベーターの利用を今後もお願ひしていきたいと考えています。

中川委員長

山本委員。

山本委員

私は設計関係については、わかりませんが、専門の建築関係の方も市役所中にはたくさんいらっしゃると思います。来庁者の方などへの対処方法については、今そのように対応しているということですが、そもそも設計段階からガラス張りになれば高温になると一見すれば、はっきりわかるはずですが、そうしますと、空調関係がどうなっているのかですが、設計の段階で当然、設計管理の企業の方も含めて問題になるはずだったのですが、結果的に建ててみれば、このような状況になっているということは、施工業者は設計どおりにやっているから問題ないのかもしれませんが、やはり新庁舎建設に関しての設備設計管理にもやはり問題があったのではないかと思います。ですから、これからどう対応するのかということもありますけれども、設計管理の市の体制について、こうしたことからやはり教訓を見ていく必要があると思います。その点についての考え方をお示しいただきたいと

思います。

中川委員長

平川建設部長。

平川建設部長

一般的に設計上でいう構造的な強度などについては、かなり耐震であったりいろいろな部分での強度設定が設計上はありますが、屋内の温度に関わる規定部分での設計基準は、具体的に決まっているものがないと認識しているところです。ただ、現状として、かなり高温になっている状況にありますので、今後の対応について検討をしていきたいと思います。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

島崎委員。

島崎委員

私からは、レンタサイクルの事業について、お伺いします。決算書 183 ページ、報告書 65 ページです。事業の内容についてですが、利用台数等は報告書に記載してありますけれども、お使いになった方から要望があるのかについてや、今後どう展開していくのかについてお伺いしたいと思います。事務事業評価を見ると要検討となっていますので、今後のレンタサイクル事業のあり方も含めて、見解をいただきたいと思います。

中川委員長

人見土木事務所長。

人見土木事務所長

レンタサイクル事業については、北広島駅東口とエルフィンロードの自転車の駅において、毎年 4 月 23 日から 10 月 31 日まで、自転車の貸出業務を委託事業として行っています。現在、レンタサイクル事業は建設部土木事務所所管していますが、今後、より有効な事業推進を図ることを目指し、事業の運営方法や所管部署のあり方などについて、現在、観光部局を所管している経済部と検討を進めているところです。

中川委員長

島崎委員。

島崎委員

観光部局ということが出てきましたので、若干、聞いてはいましたけれども、サイクルツーリズムのソフト面でのあり方なども含め、庁内で観光協会に例えば、アウトソーシングするなどの考えはあるのではないかと思いますけれども、私は 2 カ所ということにも、もう少し展開を広げていただければと思っています。例えば、札幌市内では、ポロクルとった乗り捨て事業もありまして、利用する方が非常に使いやすくなっており、利用台数も増えているという声も聞いています。例えば、今は北広島団地地区のさんぽまちにもいろいろな施設をおいていますから、そういったところも見ていただくために、台数は多くなくてもいいかもしれませんが、電動自転車も今はかなり、良い物が出てきています。札幌の盤渓スキー場などには山に上がるレンタバイクもあります。女の子でもひと汗もかかずに盤渓の頂上まで行ってしまおうような電動サイクルもあります。そういったものなども使

って、団地の高い所からの景観を見ていただいたりするところに使っていく。それを是非、観光部局にやっていただくのであれば、市民や市外からきていただいた方に、より使い勝手のよいものを検討していただきたいと思っています。今は簡単にアプリだとか、カード決済といった現金を必要としないものが非常に多くありますので、そういったものも今後の観光施策の中で検討していただきたいと思います。もしかしたら、今観光の所管にということで、建設部の所管では難しいかもしれませんが、企画財政部の川村部長、ボールパーク施設課の中垣課長も出席していますので、ボールパークの関連などでも考えられるのかと思っています。将来的な展望も含めて見解を伺って、終わります。

平川建設部長

現在、土木事務所で行っているところでは、発展するには中々厳しい状況にあります。そのことから、現在は観光部局と協議をしているところであり、今後についても他市や先進地の状況をしっかりと調査・検討しながら、新たな事業として進めていけるように努力していきたいと思っています。

中川委員長

川村部長。

川村企画財政部長

レンタサイクル事業自体は、エルフィンロードの活用からスタートして、今、建設部長から答弁がありましたように、まちが変化する中で観光の部分や人の足の確保というところでは、自転車という切り口は必要だと思っています。一方、今ご提案のありました管理運営に関して、どのようにしていくのがこれからの大きな課題になっていくと思いますので、経済部、建設部及び企画財政部を含め、多方面から検討していく必要があると考えています。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

大迫委員。

大迫委員

2点伺います。まず、東西連絡橋、決算書 191 ページ、エルフィンパークについてですけれども、現状、鳩が入ってふん等が結構多くあるということがありました。お話を聞いて、実際に見にいったところ、結構な量がふんとして残っています。そのふんの処理やなぜ侵入するのかについて、伺います。また、ふん等の処理はどのようにしているのかを伺います。

2点目、自転車駐輪場の事業、184 ページです。東西の駐輪場がありますけれども、何年も前からお話をさせていただいておりますが、自転車の盗難が多くあります。市として、盗難の件数など数の把握はしているのかお聞きします。

中川委員長

人見所長。

人見土木事務所長

エルフィンパークのドーム内に鳩が侵入している件ですが、夏場の温度調整のためにドームを開放した際に、侵入しているものと考えています。また、ふんの処理については、エルフィンパークの清掃を委託している業者

がその都度、処理している状況です。

続いて、自転車駐輪場の盗難についてですが、北広島駅については直接、土木事務所では把握していないことから、今回、北広島駅前交番に問い合わせをしたところ、平成 31 年 1 月から令和元年 10 月 11 日までに東西駐輪場で、合計 10 件の盗難届が提出されているということです。

中川委員長

大迫委員。

大迫委員

エルフィンパークの鳩の件ですが、侵入している鳩のふんが乾燥して、通行者の風によって、舞ってしまうのではないかと聞いています。人体に害があると思いますが、健康面の見解と、侵入させない対処方法があるのか伺います。また、冬になればドームを開けないと思いますので、冬の間は鳩の侵入はないと考えていいのか伺います。あと、自転車駐輪場ですが、管理者として盗難を無くすための管理責任はないのかをお聞きます。

中川委員長

人見所長。

人見土木事務所長

エルフィンパークの鳩のふんの人体における害については、土木事務所では、現在、どういった被害があるか把握している状況ではありません。冬場については、鳩の侵入はないものと考えています。駐輪場の盗難に関しての管理責任ですが、警察に問い合わせたところ、盗難に遭っている自転車が 10 件のうち半分の 5 件が無施錠ということで、警察に盗難防止に対する有効な手段についてお聞きしたところ、やはり、フェンスや自転車ラックと接続するようなチェーンロックが有効ということでしたので、そちらを使用していただければ、盗難件数は減るのではないかと考えています。鳩の侵入に対する対処方法については、現在、どのような方法が有効か検証しており、市販されている鳩よけスプレーやフェンスを張ったり、超音波動物検撃退機というものもあることから、こうしたものがどの程度有効なのかということや、鳩よけスプレーなどは、まいた時に異臭騒ぎなどが起きないかについても十分検証して、今後、使用していきたいと思っています。

中川委員長

大迫委員。

大迫委員

鳩については、真ん中ではなくて、東西の両サイドにふんが結構ありました。そこは、皆さんが休憩をする椅子があるところや、丁度、通行するところにあります。通行人が鳩のふんで服が汚れてしまう可能性もなくはありません。まさか、天井があるのにそこからふんが落ちてくるとは考えもしません。汚れた場合、市の責任義務はないのでしょうか。クリーニング代は出すのかどうか伺います。駐輪場については、未施錠が 5 件で盗まれており、施錠しないのも悪いのですが、一番悪いのは盗んでいく人です。もちろん警察が言うように、頑丈な施錠をしなければいけないのですが、これからは、ポールパークでいろいろな人が来て、駐輪場も活用されると思います。駐輪をした方が何らかの安心して停められる体制が必要だと思います。防犯カメラを設置することによって、犯罪の抑止と盗難があった場合の証拠映像にも活用できると思いますが、その点についての見解をお聞きます。

中川委員長

人見所長。

人見土木事務所長

鳩のふんで、衣服等が汚れた場合のクリーニング代等の補償についてですが、現在、そういった事案が発生していませんので、今後、発生した時には被害者の方に寄り添うような形で、協議させていただきながら、対応は今後、検討していきたいと考えています。駐輪場の防犯カメラの件については、現時点では防犯カメラの設置は計画していませんが、今後、ボールパーク開業に向け、北広島駅の改修が予定されていることから、改修後の駅全体の人の動線等を考慮し、防犯カメラの必要性も含めて今後、検討したいと考えています。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

稲田委員。

稲田委員

都市公園整備事業、決算書 195 ページ、報告書 48 ページです。安全で快適な緑豊かな都市環境を形成する視点からお伺いします。

まず、市の花や木の認識はありますでしょうか。特に花、ツツジの認識はどのようにされていますか。

それから、これまで、ツツジに対してどのように取り組んでこられたかをお聞きします。

中川委員長

佐々木都市整備課長。

佐々木都市整備課長

市の花であるツツジに関しては、公園事業の中で、平成 30 年度に輪厚西部パークにエゾ山ツツジ 60 本、新庁舎の植栽工事では、ドウダンツツジを始め、リュウキュウツツジ等 268 本の植栽をしました。また、街路においても、市の花ということで、北進通や広葉通、中央通の分離帯にツツジを植栽しているところです。

中川委員長

稲田委員。

稲田委員

今まで、夢プラザや今建設している市の交流広場の周囲の駐車場にはアジサイを植えており、ツツジの姿が見えないのですが、その点についてはいかがですか。それから、これまでの公園に植えた中には枯れたツツジもありますが、補植はどのようにされていますか。

中川委員長

佐々木課長。

佐々木都市整備課長

すでに枯れてしまったツツジの補植についてですが、現在、公園改修事業では、国の補助を活用して実施しているところです。現状では、遊具のみが補助対象となっていることから、枯れたツツジの補植は進んでいない状

況です。今後については、国の補助制度の動向を見ながら、ツツジの補植についても住民説明会などの意向を踏まえて、検討していきたいと考えています。続いて、今まさしく工事中の交流の場については、市の木であるカエデは、エントランス入口部分に2本植え、数年後には大きく成長して目立つ形になると思いますが、ツツジに関しては、庁舎周辺部分には、昨年、たくさん植えたのですけれども、交流広場に関しては、ツツジを植える予定はありません。

中川委員長

稲田委員。

稲田委員

交流広場に予定はないということですが、市の花としてツツジは、雪が解けて、本当に色鮮やかで元気をくれる花ですし、開花期も比較的長いです。中央通の分離帯で一斉に咲くツツジを見て、本当にこのまちに住んで良かったと感激していますし、90歳を過ぎた高齢の方から、「是非、市の花としてもっともっと、これから新しくできるところにたくさん植えてください。」という声も届いています。そして、市の交流広場になぜ植えられなかったのかという経緯と、これからツツジをさらに積極的に植えていただきたいということについてお聞きします。

中川委員長

平川部長。

平川建設部長

市民交流広場の植栽については、高木等をかなり配置しながら設計したことから、ツツジについては、市民交流広場には植栽しないこととなっています。また、来年になりますが、市のツツジということで、正面玄関の駐車場に向かって上がってくる真ん中に空いている国旗掲揚塔の設置された用地に植栽をしたいと考えています。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

鶴谷委員。

鶴谷委員

私からは、1点伺います。市道のセンターライン等の設置工事ということで、事業名は舗装補修事業と通告で記載をさせていただきました。こちらの予算は、市道維持管理経費に当たるということで、ここで訂正させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。決算書185ページから187ページです。市道のセンターライン等の設置工事について伺います。市道中の沢線は、乗用車に加えて、大型車両がとても多く通行するルートです。センターライン等の白線が塗装されても、すぐに消えかかってしまったり、消えてしまっている期間も現在も区間が長くあります。このとき、大型車両が道路の真ん中を走ってくる場面が多く、西部地区からこの道路を通過して往來するときに、危険や恐怖を感じるという声も寄せられています。センターライン等の整備については、センターライン区画線が、どのような計画のもとに工事を行っているのか、お伺いします。

中川委員長

人見所長。

人見土木事務所長

市道のセンターライン区画線の設置工事については、実施する前年度、来年度ですと雪が降る前に区画線の状況を確認し、ある程度の路線の選定を行って、来年度雪解け後に、再度そのラインの状況を確認をして、区画線設置工事を実施しているところです。

中川委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

わかりました。先ほどは、中の沢線について紹介しましたが、センターラインと区画線の整備について、市全体として市道の中で要望や問い合わせがほかに多く寄せられている道路は、どちらになるのか伺います。

中川委員長

人見所長。

人見土木事務所長

区画線設置の要望の多い路線については、交通量の多い大曲通、輪厚中央通、スマートインターからの出入り口である高速東 2 号、高層西 1 号線で要望をいただいています。

中川委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

では、最後に、現在、中の沢線希望ヶ丘住宅街あたりの施工がちょうど終わるところですが、ほかに、今現在の中の沢線で消えている、薄い部分への設置工事などはどのようになっているのか、確認させて下さい。

中川委員長

人見所長。

人見土木事務所長

輪厚中の沢線のセンターライン工事については、来年度に実施予定です。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、3 点ほど簡潔にお聞きします。

まず、道路橋梁費、地域除雪懇談会推進事業について、189 ページです。平成 30 年度までに地域除雪懇談会がどこまで終わったのか、全部終わったのかも含めてお聞きします。既に終わったところ、話し合い後は地域ごとに、この冬からこう除雪を工夫しますという除雪マップを作っていると思いますが、そういった地域ごとに作ったマップを市のホームページで公開することは検討できないのかどうか、併せてお聞きします。

2 点目は、生活道路整備事業についてで、これは毎年聞いていますが、191 ページです。平成 30 年度までに市

道の整備率はどれぐらいになったのか、お答えください。

3 点目は、建築費の市営住宅管理経費、平成 30 年度までで市営住宅のエレベーターの設置率はどこまでになったのか、お答えください。

中川委員長

人見所長。

人見土木事務所長

地域除雪懇談会についてですが、平成 25 年度より市民との協働による雪対策の推進を図ることを目的に進めています。懇談会については、平成 30 年度までに、実施した団体数は、全 126 団体のうち 125 団体となっています。また、昨年度は、23 団体の新規懇談会を実施しており、今年度はその 23 団体についてフォローアップの懇談会を終了したところですが、126 団体のうち、125 団体ということで、未実施の団体が 1 団体ありますが、昨年、地震等で被災した大曲並木地区の町内会となっています。こちらは、復興事業が完了した段階で、緑地化ということもありますので、道路状況等の変化を見ながら最終的な形態になった時点で懇談会を行うことで地元との了解を得るところです。

続いて、除雪マップの公開についてですが、今年度フォローアップを終えた自治会も含めて、今年の雪が降る前までに公開したいと考えています。

中川委員長

佐々木課長。

佐々木都市整備課長

私からは生活道路の整備率について、ご説明します。生活道路の平成 30 年度の整備については、大曲緑の郷 5 号線と大曲ニュータウン 1 号線、さらに、東部地区の新富西 8 番通線、東 1 号線、輪厚地区の輪厚新生 9 号線の 5 路線を合わせて、549 メートルを施工しました。また、次年度以降の工事実施のために、実施設計委託、物件調査、用地購入、物件補償等を行いました。なお、整備率については、平成 30 年度末で 83%となっています。

中川委員長

松崎建築課長。

松崎建築課長

私からは、平成 30 年度末における市営住宅の全体棟数及び管理戸数は 16 棟 312 戸になります。このうち、エレベーターが設置されているのは、3 階建て 36 戸入居の西の里団地 A 棟と 5 階建て 50 戸入居の共栄団地 1 号棟、同じく 5 階建て 40 戸入居の共栄団地 3 号棟の合わせて 3 棟で、計 126 戸となっています。このことから、エレベーターの設置率は、戸数割合では、管理戸数 312 戸のうち 126 戸がエレベーター付となりますので、エレベーター整備率は、約 40%となります。棟数の割合では、全体 16 棟のうち 3 棟がエレベーター付きですので、約 19%となっています。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

再質問をしますが、除雪懇談会の懇談自体は、ほぼ終わったということで、大曲並木地区は別にして、フォローアップもほぼ終わり、ホームページにアップできそうとのことでした。これに対して、ホームページにアップして見られる方はいいのですが、見られる環境にない方に関しては、町内会とか自治会を通じての回覧であるとか何かしらの周知方法は今まで行ってきたのか。もし、行っていないとすれば今後どうするのか、お聞きします。それから、生活道路整備に関しては83%ということで、できる限り住宅があるところは早く進めていただきたいのですが、取りあえず90%ぐらいまで持っていくには、あと何年ぐらいかかるのか。今後のスケジュール、見通しはどうなっているのかを確認の意味でお聞きします。それから、市営住宅のエレベーターについては、3階建て以上ということで、整備率は40%まできているとのことでした。しかれば、3階建ての輪厚市営住宅も対象になると思われますが、今後のエレベーター設置の計画はどうなっているのか、確認の意味でお聞きします。

中川委員長

人見所長。

人見土木事務所長

地域除雪懇談会で作成した除雪マップのホームページ公開について、ホームページの閲覧環境にない方への公開は、懇談会が終了した時点で町内会に除雪マップを配布させていただいて、回覧を行っていただいているところです。

中川委員長

佐々木課長。

佐々木都市整備課長

生活道路整備の今後のスケジュールについてですが、担当課としても生活道路整備のスピードアップの必要性については十分認識していますが、現在は、主に整備率の低い東部地区と大曲地区の整備を実施しているところです。今いわれた、生活道路整備率90%に向けた見直しですが、生活道路の整備自体が補助事業を活用して行っていることから、明確にいつといえない状況ですが、仮に現在のペースで進めていくとしますと、15年以上はかかるのではないかと思います。

中川委員長

松崎課長。

松崎建築課長

公営住宅長寿命化計画では令和3年度に3階建て30戸入居の輪厚団地にエレベーターを設置する予定となっています。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。生活道路の整備は、できる限り予算を確保して、スピードアップをしていただきたいと思えます。補助金の関係もあるので思うようにはいかないと思えますけれども、15年といわず、何とかもっと早く行っ

ていただきたいことを要望しておきます。質問は1点、この除雪懇談会は、平成25年度から行われました。いろいろな創意工夫をし、フォローアップも行って、実際の町内会の評価やフォローアップをしたあとに、地域住民は除雪が良くなった実感を持たれているのかなどの検証や声はどうかをお聞きして、終わります。

中川委員長

人見所長。

人見土木事務所長

除雪マップを作成し、その後、実際に除雪を行って、その次の年にフォローアップの懇談会を行っているところ、総じて除雪は良くなったというお言葉をいただいています。ただ、これについては、雪の降りかた等によって変わると認識していきまして、良くなったということを全て受けとめるのではなく、今後もより良い除雪に努めていくことを考えていきたいと思っています。

中川委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、ございませんか。

川崎委員。

川崎委員

先ほどの山本委員の質問の中で、非常階段部分の空調というか温度が高いことについての答弁に腑に落ちない点があります。まず、建築上の不具合ではないとのことですが、建設施工の不具合ではないとしたら、何なのでしょう。建築と電気設備、空調管工設備の中で、担当は、多分、空調設備だと思います。なぜ、その部分について不具合と設定できないのでしょうか。これは、例えば建設の五団体約款を使っているのか、単独で契約書を作っているのか、市の場合はわかりませんが、その中で是非、見ていただきたいと思いますが、瑕疵担保責任は、どうなっているのでしょうか。もし、どうしてもあの温度の異常さを不具合と認定できない場合があるとすれば、例えば、設計事務所が設計した段階ではガラス張りではなく、非常階段はオープンであった。ところが、市がガラス張りにしてほしいと要望した。その際にガラス張りにすると、空調もいろいろ大変であると説明があったにもかかわらず、市がそれでもいいから施工してほしいと依頼したなら、これは、業者側の不具合ではなく、市側の責任であるから、それは市が新たに発注をしなければなりません。ただ、このような状況でも良いという判断は、私は疑問に思います。ましてや、非常階段だからそのままでも良いということにはならないと思います。そのことについて、説明願います。

中川委員長

暫時休憩いたします。

11時42分 休憩

11時44分 再開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

平川部長。

平川建設部長

当時、設計の最初の段階からガラスのない階段であった訳ではなく、最初からガラスのを設置する仕様だったと確認しているところです。また、非常階段ということで、その場所の温度規定等は具体的な設計基準であることになっていますけれども、川崎委員がご質問をされたような契約上の瑕疵担保や市の責任については、お時間をいただいて整理をさせていただき、後ほど答弁をさせていただきたいと思います。

中川委員長

それでは、川崎委員からの総務費の新庁舎建設事業の質疑について、お答え願います。
平川部長。

平川建設部長

お時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど、川崎委員からご質問をいただいている内容について、答弁させていただきます。初めに、瑕疵担保については、工事請負契約書第 44 条に発注者は工事目的物に瑕疵があるときには、受注者に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の補修を請求し、または修補に変え、もしくは修補と共に損害の賠償を請求することができます。ただし、瑕疵が重要ではなくかつその修補に過分の費用を要するときは、発注者は修補を請求することができません。2 項には、ただし、その瑕疵が受注者の故意または重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。などの記載があるところです。また、設計の瑕疵に対する受注者の責任については、委託契約書、第 40 条に委託者は成果に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、または修補に変え、もしくは修補と共に損害の賠償を請求することができるようになっており、3 項にも同様に請求できる期間は、10 年となっているところです。瑕疵担保の契約条項については、以上となっていますが、南東側避難階段の夏場の高温対策については、今後も検討を進めていきたいと考えております。

中川委員長

ほかに、ございませんか。
(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、総務費の総務管理費の施設管理費のうち、新庁舎建設事業及び土木費の質疑を終了いたします。
暫時休憩いたします。

11 時 45 分 休 憩

11 時 46 分 再 開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、教育総務費の教育振興費のうち、幼稚園就園奨励費事業、幼稚園就園準備支援事業、幼稚園協会連携事業及び幼稚園振興事業を除く教育費の質疑を行います。

滝委員。

滝委員

それでは、私から 2 点質問させていただきます。

はじめに、北広島 30 キロロードレース連携事業について、決算書 235 ページ、報告書 43 ページです。こちらの参加者数 1,495 人ということですが、市内外の参加率について伺います。また、ボランティアスタッフの

人数についてもお伺いします。

2 点目は、市民スポーツ活動推進事業についてですが、予算 235 ページ、報告書 42 ページです。こちらの 30 キロ歩ける会の参加者数、120 人の市内外の参加率についてもお伺いします。また、そちらのスタッフの人数についても、後でお伺いします。

中川委員長

吉田社会教育課長。

吉田社会教育課長

先ず、北広島 30 キロロードレース 2018 については、申込件数が 1,495 件、申込人数は 1,570 人となっています。申込件数の 1,495 件のうち、市内からのエントリーについては、270 件、18.1%になります。市外エントリーについては、1,225 件、81.9%です。

また、ボランティアスタッフの人数については、258 名の皆さんにご協力いただいています。市民ボランティアは、62 名、高校生ボランティア 186 名、道都大学から 10 名となっており、参加者とボランティアを合わせると、約 30%の参画率となっています。

30 キロ歩ける会についてですが、参加者数は 120 名となっています。市内 55 人、45.8%となっています。市外は 65 名ということで、54.2%となっており、市外の参加率が市内の参加率を若干上回っていることになっています。

スタッフについては、スポーツ推進委員、さらにはノルディックウォーキング連盟の皆さん、職員を合わせて 32 名のスタッフで開催しているところです。

中川委員長

滝委員。

滝委員

まず、30 キロロードレースについてですが、市内のエントリーが 18.1%ということで、とても少ない印象ですが、市内のエントリー数が少ない理由はどのように考えられるのか。また、市民参加の増加対策については、どのように考えているのか、お伺いします。あと、平成 30 年の 30 キロロードレースの応援に行った時に、参加者の方がスタートの前に、トイレでたくさん並んでいる様子を見ました。これは、今年と予算額は変わっていないと思いますが、今年度 1,612 人と 100 人くらい増えていると思いますが、トイレの増設はあったのかも併せてお伺いします。

続いて、30 キロ歩ける会についてですが、市民参加が 45.8%ということで参加率は高いと思いますけれども、もっと市民に参加してもらうための方策はあるのか、お伺いします。参加者が増えた場合、ボランティアスタッフの人数が 32 名ということで、この人数で足りるのかどうかもお伺いします。

それから、今年、残念ながら台風の影響で、9 月 23 日は中止となりましたが、今年度より 5 キロコースが増えたと思います。こちらの申込み状況はどうだったのか、お伺いします。

中川委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

市内のエントリー数が増えない理由ということですが、30 キロロードレースについては、ご承知のとおり、エ

ルフィンロードで開催しています。市民の皆さんは、このエルフィンロード、トリムコースを使いながら日ごろの練習をされていると思います。そういう意味では、他の大会で日頃の練習の成果を発揮することを求められているのが一つの要因ではないかとも思っています。また、市民参加にとって、大会参加によるインセンティブという大会のメリットは多少弱いのかもしないということも考えています。今後、市内参加者も増えるような方策について、我々としても検討したいと思えますし、市民ランナーの増加とともに支える側のボランティアの増加についても併せて検討していきたいと考えています。

2 点目は、トイレの問題についてですが、平成 30 年度はファイターズランも新設されたことで、総合体育館、石狩研修センターのほか仮設トイレとして、男女各 6 基、男子の小便器 2 器のユニットトイレを設置しました。令和元年度については、大会参加の増加に伴い、そのユニットを更に 1 基、増設したところです。トイレの問題については、大会の満足度、評価にも大きく関係してくることから、今後、大会参加料等による運営費の見直しなども図りながら、参加ランナーや見に来られるお客様のストレスが少しでも軽減できるような検討をしていきたいと考えています。

続いて、30 キロ歩ける会についてですが、まず、今年度の事前エントリーについて、147 名のエントリーがあったところです。参加率の向上については、現在、高齢者の参加割合が非常に高くなっていますが、若年層に対しても参加が増えるよう AR、VR を活用したコースメイキングや関連部署で実施されている市内のウォーキング事業とのコラボや連携することにより、付加価値を付けていきたいと思っています。ボランティアの数については、コースが変わらなければ、通過するポイントが同じですので、ボランティアの数が現在から増えずに参加者が増加しても対応できると考えられます。

中川委員長

滝委員。

滝委員

トイレについてですが、特にスタート前が一時的に集中するのかと思いますけれども、課長がおっしゃったように、是非、選手の満足度を上げるためにも、焦ることなく安心して大会に臨めるような対応をよろしく願いいたします。

あと、両方の事業に関わることで、これからのスポーツ振興計画にも関わりますが、作成するに当たって市民がスポーツをする、見る、支えるといったスポーツの実施率を高めていくことが必要だと思います。そのうえで、市内で開催される 30 キロロードレースや歩ける会、ツールドキタヒロなども、できれば市民にどんどん参加していただき、市内の良さをもっと市民にわかってもらえるような機会を設けることが大事だと思います。スポーツに関することは、ボールパークも含めて、スポーツを核とする健康づくり、スポーツを核とするまちづくりとしても重要と思いますので、市民の参加率を増やすための対策について期待します。答弁は、不要です。

中川委員長

佐々木委員。

佐々木委員

私から 1 点だけ、学校給食衛生管理事業について、質問します。報告書 31 ページ、決算書 237 ページです。報告書によれば、食缶や炊飯器などを更新しているとのことですが、小学校給食と中学校給食のどちらで使われているのかを伺います。また、更新されたもののうち、小学校給食で使われているものについて、令和 5(2023)年に供用開始予定の防災食育センターにおいても、給食の提供に使用されるのかを伺います。

中川委員長

須貝学校給食センター長。

須貝学校給食センター長

私からは、更新された食器、食缶、機器等は小中学校のどちらで使用されているかについてお答えします。現状施設における昨年度の更新状況は、棒食缶については、中学校給食のご飯用と味噌汁、スープなどの汁用に、ガス連続炊飯器については、西の里中学校給食調理場で使用していた炊飯器が経過年数による性能低下が見られたことから更新しています。食器類については、破損、欠損、ひび割れなどが目立つものを優先的に小学校、中学校ともに更新して使用しています。

中川委員長

岡給食調理場整備担当参事。

岡給食調理場整備担当参事

ただ今、センター長から答弁をさせていただきましたとおり、平成 30 年度に整備された備品については、中学校給食用です。このことから、現在整備を進めている（仮称）防災食育センターで使用することは考えていません。

中川委員長

佐々木委員。

佐々木委員

それでは、新しい防災食育センターでは、新しい食缶や食器などは新しいものが揃えられることがわかりました。すべて新調するせっかくの機会ですので、食器について、化学物質の溶けだしがなく、札幌市や江別市、石狩市でも導入されている強化磁器に変えてはどうかと考えますが、見解を伺います。

中川委員長

岡参事。

岡給食調理場整備担当参事

強化磁器製の食器については、手触りや質感、重さなど家庭の食事に非常に近い環境については、食育の観点からも意義が大変あると考えています。学校給食で使用する食器については、輸送の際に食器が破損しないこと、破損したことによって異物となって給食に混入しないことも大事だと考えています。また、給食の配膳時に児童や教職員、配膳人の方々への重さ的な負担や調理員の方々洗浄の際に割れた食器などに触れて怪我などをすることも労働災害の観点で考えています。現在のところ、これらのことを総合的に勘案して、引き続き PEN 樹脂の食器を使用したいと考えています。現在、1 枚のお皿に仕切りを入れて使ったりしていますが、そういった部分を改善して、新しい施設においては、お皿を 2 枚にするなど、献立ごとに各専用の食器に盛り付けて、より家庭に近い環境の整備に取り組んで食育の推進に努めたいと考えていますので、引き続きご支援をお願いします。

中川委員長

それでは、午後 1 時まで、休憩といたします。

12 時 00 分 休 憩

12 時 57 分 再 開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。
引き続き質疑を行います。
質疑ございませんか。
大迫委員。

大迫委員

1 点だけ質問しますが、不登校いじめ対策、教育相談事業 231 ページです。いろいろな相談を児童から受け付けるとは思いますが、その際、どのような方法で受け付けているのか。直接会うのか、電話なのか、メールなのか、お伺いします。

中川委員長

福田教育支援担当主査。

福田教育支援担当主査

相談を受ける際の方法についてですが、教育委員会に配置している、子どもサポートセンター相談員、スクールソーシャルワーカーについては、教育委員会にご連絡をいただくことで相談を受けることになっており、学校に配置しているスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員については、学校に連絡をいただくことで、相談を受けることができることになっています。

中川委員長

大迫委員。

大迫委員

近年の子どもたちは、スマホを持ってメールではなくて、LINEで多くのやり取りをしています。全国でもLINEを活用した相談体制があります。先日の新聞でも、文部科学省の調査で、全国でもいろいろと取り入れており、北海道の教育委員会でも、札幌市でも函館市でも、取り入れているという報道がありました。直接、相談員の方などに面談でお話ができる子どもはいいのですが、なかなかできない子どももいると思います。相談を受けるチャンネルの一つとして、LINEを活用する考えはないのか、お聞きします。

中川委員長

河合学校教育課長。

河合学校教育課長

LINEの相談窓口の開設についてですが、各種相談の窓口は教育委員会で子どもサポートセンター相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーといった相談員を配置しており、教育委員会では市が配置する相談員のほかに、北海道教育委員会の子どもの相談支援センター等の相談機関への案内も行い、相談の内容に応じて、他の相談窓口にも広くつなげているところです。LINEの相談窓口については、北海道教育委員会でSNSを活用した相談体制の検討事業として、平成30年度に先行実施していることから、今後も北海道教育委員会の動向を注視し、他自治体の事例を参考に調査研究していきたいと考えています。

中川委員長

大迫委員。

大迫委員

北海道教育委員会が実施しているから、市はやらなくていいという話ではなく、北広島市に住んでいる子どもたちの相談をどこで受けるのか考えたときに、北海道ではなくて、うちのまちで受けるべきだと思います。相談を受ける側の都合ではなく、相談をする子どもたちの都合を考える。何が一番良いのかを考えなければいけないと思います。その一つとして、LINEがあるとしますけれども、その見解は、相談をする子どもたちに合わせるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

中川委員長

河合課長。

河合学校教育課長

先ほど、ご答弁しました北海道教育委員会の事業の成果、課題の中では、利用した子どもたちから「当たり障りのないことしか言ってくれない。」「返信が返ってこない時があって困った。」「受付時間をもっと長くしてほしい。」といった意見が寄せられているところです。このような状況を考慮すると、やはり相談体制の整備が非常に重要であると考えていることから、繰り返しになりますけれども、他自治体の事例も参考にして、今後、調査研究していきたいと考えています。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

山本委員。

山本委員

私から、まず一つ目は、高等学校等入学準備金支給事業について、決算書 207 ページ、成果報告書 33 ページです。就学援助等対象とした生徒等に対する高校での入学準備金を支給する事業ですが、就学援助の対象生徒数と高等学校入学準備金の支給事業とは、若干、実績 113 名となりますが、全員が当たっているのか対象がずれているのかというのがあると思います。その辺についての説明をお願いします。

二つ目は、同じく奨学金支給事業です。これも就学援助対象生徒数と奨学金支給事業を支給されている生徒の事業実績との違いについて、説明していただきたいと思います。

三つ目は、エコミュージアム普及推進事業です。決算書 223 ページです。エコミュージアム自体はさまざまな展示施設のコーナーがあると思いますけれども、各展示来場者の実績と施設の有効活用について実際どのようになっているのか伺います。それから、美術館とか博物館等では、一般的にミュージアムグッズを販売しています。エコミュージアムでの販売物等はどのようにしているのかについても、お伺いします。

中川委員長

木村学校教育担当主査。

木村学校教育担当主査

私から、高等学校入学準備金支給事業と奨学金支給事業についてお答えします。まず、高等学校入学準備金支給事業について、平成 30 年度の実績は 113 名となっていますけれども、これに対応した就学援助対象者数は、平

成 29 年度の中学 3 年生がこれに当たりまして、120 名となっています。続いて、奨学金支給事業についてですが、同じく就学援助の対象としては 120 名で、あくまでも、奨学金支給事業は、高校 1 年生に入学するお子さんだけではなくて、2 年生、3 年生も事業の対象になっています。申請としては、113 名が申請しており、選定者数としては 90 名となっています。

中川委員長

平澤エコミュージアムセンター長。

平澤エコミュージアムセンター長

それでは、エコミュージアム普及推進事業の関係ですが、企画展開催中の来場者実績については、平成 30 年度は二つの企画展を開催しました。それぞれの期間の入館者数は、平成 30 年 7 月 28 日から 9 月 17 日まで開催した、「北海道大学総合博物館がやってきた バイオミメティクスの世界」については、開館日数 38 日間で 1,087 人、平均来館者数は 1 日当たり 28.6 人でした。また、10 月 20 日から 2 月 24 日まで開催した、「北広島のお米から北海道のお米」については、開館日数 105 日で来館者数が 2,284 人、1 日の平均来館者数が 21.8 人となっています。なお、平成 30 年度の年間来場者数は、トータルで 6,825 人、開館日数 302 日で平均来館者数は 1 日当たり 22.6 人でした。

次に、施設の有効活用についてですが、昨年度は、企画展と企画展の間はかなり空白の期間がありました。今年度は、その反省を踏まえながら、空白の期間を短くしたいと考え、企画展と企画展の間にミニ企画展を 2 回ほど入れて、より学び楽しんでいただけるように工夫をしたところです。また、ビジターホールには、一年間にわたり市指定文化財 10 周年記念ミニ展示も今年は実施しているところです。

次に、エコミュージアムの販売物についてですが、平成 30 年度の販売物品は、寒地稲作や赤毛米など、当施設の歴史展示に関係するとして、昨年度、まいピーグッズを販売しました。具体的には、ストラップ、ペンシル、ピンバッジ、クリアファイルなどを販売していたところです。このほか、旧島松駅通所を周知し、宣伝することなどを目的として、当センターで制作した旧島松駅通所や中山久蔵関係の写真のポストカード 9 種類などを販売していたところです。なお、まいピーグッズについては、販売数が少なかったこと、また、趣旨として、エコミュージアムセンターで販売すべきものとは言えないことから、昨年度をもって販売を終了したところです。

中川委員長

山本委員。

山本委員

まず、高等学校等入学準備金ですけれども、対象者が 120 名のうち、支給実績は 11 名 3 ということで、7 名の乖離があります。これは、どうしてこのような数字になるのかという事由について、もう 1 回お示しいただきたいと思います。同じく、奨学金支給事業についても、113 名申請して 90 名の支給になっていることのお聞かせ願いたいと思います。それから、エコミュージアムの問題についてですが、ビジターホールや企画展を行って全体の数字については示されていますけれども、施設の中でも使われていないビジターホールや資料室もあると思います。そうした場所の利用について、何か利用増についての考えがあるのかどうか、このミュージアムグッズについては、特定財源として収入として入っているかについて、お聞かせ願いたいと思います。エコミュージアム自体の職員も少ない中で、こういうグッズを見ていくのは、なかなか大変だと思いますが、やはり博物館等の施設に来て、こういったグッズをいろいろ購入するのも、特に子どもたちの楽しみにもなりますし、また、来館の契機にもなっていくので、広葉交流センターの組織と連携して、グッズなどの販売についてもっと考えられないのかどうか、お聞きします。

中川委員長

木村主査。

木村学校教育担当主査

まず、高等学校入学準備金の 7 名の差についてですが、高校へ進学しなかったお子さんと、転出したことにより北広島市に住所を有しなくなったことで対象外になっている方が、3 名いらっしゃいます。残りの 4 名に関しては、3 月末まで申請を受け付けた後に対象になる可能性のある方で、申請がされていない方については電話や文書で複数回、申請について促しているところですが、最終的に 4 名の方は申請されなかったということで 7 名の差が出ているところです。続いて、奨学金支給事業についてですが、113 名の申請があり、90 名の選定となったことについては、まず、成績と経済的な面と二つの基準において、奨学生を選定しています。経済的な基準では生活保護基準の 1.3 倍が概ねの基準になっていますので、就学援助対象者については基準を満たすこととなりますが、学業成績の基準部分で、概ね 3 程度以上となっていますので、こういった部分で申請されなかったところはあるかと思えます。なお、事業として、選定人数は 90 名を上限としていますので、全ての方が申請したとしても全て対象になるものではないところです。

中川委員長

平澤センター長。

平澤エコミュージアムセンター長

まず、ビジターホール、ミーティングルームの活用についてですが、ビジターホールは、先ほど申し上げたとおり、10 周年記念のミニ展示などを行っているほか、様々な情報をお伝えするためのスライド等を上映しています。特に、今年は 10 周年の記念展示をしていますので、中山久蔵関係資料群などが市の指定文化財に指定されているところですが、関係動画などを上映しています。また、その他の活用としては、昨日などは、障害者の方などの交流会があり、その際に触れる化石や石器などを展示させていただいています。

次に、ミーティングルームですが、皆さんに自由にきて勉強していただく部屋として使っていただいています。そこには、エコミュージアムセンターに寄附をいただいた様々な書籍のほか、市民大学を卒業された方々の団体である市民大学OB会の研究実績なども置いています。

次に、収入の関係で特定財源として入っているかということですが、私どものミュージアムショップで販売した収入として入っているものについては、先ほど申し上げたポストカード、こちらについては宣伝物品売り払い収入として収入で入っています。その他のものについては、知新の駅ミュージアムショップ販売受託収入として入っています。

次に、NPO、指定管理者との連携ですが、NPOともいろいろと相談して、今後、連携を進めていければと考えています。

中川委員長

山本委員。

山本委員

まず、入学準備金ですけれども、ほぼ申請された方で漏れた方はいらっしゃらないと理解していいということでしょうか。それから、奨学金支給事業については、経済的な要因と成績があるということですが、成績の要因でなかなか受けられなかった方は、実際どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。わからなければ、あとで資料をお願いします。是非、奨学金支給については、なるべく経済的な要因で見えあげるようにしていただきたいと

要望して終わります。

中川委員長

ほかに、ございませんか。
人見委員。

人見委員

私からは、青少年安全対策事業ということで、決算書 231 ページ、報告書 38 ページについて質問をします。不審者対策としては、注意喚起と抑止が非常に大事だと思いますが、平成 30 年度には不審者情報メール配信件数が 17 件、システム登録者が 550 人と記載されていますけれども、この 550 人というのは、市の人口から考えても非常に少ないのではないかと思います。やはり、広く周知させるためには対策が必要ではないかと思いますけれども、見解をお尋ねします。

中川委員長

福田主査。

福田教育支援担当主査

不審者情報の対策について、不審者が発生した場合については特徴や発生状況等についてメール配信サービスを利用したメール送信や、ホームページへの不審者情報の掲載、S C 通信を各学校や民生委員、児童委員等の関係機関へ FAX で送信して周知を行っているところです。

中川委員長

人見委員。

人見委員

今、メールの配信やさまざまな方法でということですが、実際に、どれだけの方がそれを活用しているのかが一番問題だと思います。例えば、ホームページにもあるといたしましたが、そのことがどれだけ周知されているのかが一番重要だと思います。

また、私も実は使っていますが、道警にも「ほくとくん防犯メール」というのがあり、北広島市ですと、厚別警察署を選定しておけば、管轄地域で起こった事件や不審者情報がリアルタイムで登録のメールアドレスに送られるシステムです。こうした機能を活用し、より広い範囲で、利用されるようにすることが私は大切だと思いますけれども、いかがでしょうか。

中川委員長

福田主査。

福田教育支援担当主査

不審者マップについてですが、メール配信サービスで送信されるメールについても、不審者の出没した箇所がマップで表示されるようになっていまして、教育委員会のホームページでは、過去に不審者が出没した箇所がマップで確認できるようになっています。

中川委員長

人見委員。

人見委員

いろいろなツールがあって、私はいいと思います。もちろん、ホームページなどで告知することも大事ですが、既存の警察のシステムなどいろいろなものを利用して、皆さんに少しでも防犯対策になるようなものが提供できればいいと思います。そこで例えば、交通事故の場合であれば、市で1年間の交通事故発生マップなどが広報の中に折込まれてきますが、同じように、昨年1年間の不審者の出没件数を知らせるだけでも不審者に対するの抑止力になるとと思いますが、そういうことも検討されてははどうでしょうか。

中川委員長

河合課長。

河合学校教育課長

過去に市内で出没した不審者情報については、先ほどの答弁の中にもありましたが、ホームページ等を活用して情報提供をしているところです。教育委員会では、教育委員会だよりの「つなぐ」への掲載等を通じて、メール配信サービスの周知等についても登録等呼び掛けていますので、今後もこうした媒体等を活用していきたいと考えています。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

稲田委員。

稲田委員

1点、お聞きします。旧島松駅通所大規模改修事業について、決算書 225 ページ、報告書 40 ページです。こちらの事業内容に、建物及び敷地内の施設などの大規模改修を行うとありますが、進捗状況と施設などの大規模改修というのは、どういう内容かご説明をお願いします。

中川委員長

平澤センター長。

平澤エコミュージアムセンター長

まず、旧島松駅通所大規模改修事業の内容ですけれども、昨年度の内容は大規模改修に向けた史跡の保存活用計画を策定するための業務委託等です。具体的な内容としては、専門家から意見を聞くための検討委員会の運営、史跡の簡易耐震診断と改修方法の検討、市民ワークショップの実施などのほか史跡及び周辺の現況や資料調査等を実施し、本年3月に素案を作成したところです。その後の進捗ですが、本年度に入り、作成した素案について道教委の指導を受けて2度にわたって修正を行っています。その次、修正した計画素案で今度は国の指導を受けるために文化庁の調査官の招へいを依頼して、先月9月11日、文化庁の史跡担当調査官の現地調査を受けて、その指導に基づき、今現在、計画素案の修正をしているところです。

今後の予定ですが、来月に文化庁の整備担当調査官の招へいを予定しており、この指導を受けた後、さらに必要な修正を行って保存活用計画の国の認定を目指したいと考えています。この保存活用計画が国の認定を受けたあとの大規模改修の進め方ですが、まだ認定は受けていませんけれども、認定を受けたあとは、次の段階として整

備基本計画を策定する。整備基本計画を策定したら、その次に基本設計、実施設計と着工していく進め方になると考えています。

次に、施設ということですが、敷地内には建物と蓮池、暖水路など、さまざまな施設と防災の施設償還のためのポンプとか、防犯、防災、さまざま施設がありますので、そういったものも直していくことを検討していきます。

中川委員長

稲田委員。

稲田委員

駐車場がありまして、トイレと休憩所がありますけれども、そちらは対象にはならないということですか。

中川委員長

平澤センター長。

平澤エコミュージアムセンター長

今おっしゃっていた、駐車場とトイレですが、史跡内にはありません。史跡は駅通所の部分だけですので、ほかの部分については、周辺整備という形で、今後、企画、経済部と連携しながら進めていくことを考えております。

中川委員長

稲田委員。

稲田委員

今回の計画に入っていたか、いないかはわかりませんが、天皇陛下がお休みになったお部屋は畳が敷かれています。聞くところによると、あの当時に畳はなかったということで、縄文時代や弥生時代のことであれば、想像でいろいろ環境づくりをするかもしれませんが、まだ明治の時代ですし、なぜ、畳にしたのか。現状を史跡として残すのが望ましいのではないかという声がたくさんありますけれども、これについては、どのようにお考えですか。

中川委員長

平澤センター長。

平澤エコミュージアムセンター長

現在の旧島松駅通所ですが、昭和 59 年に史跡指定された際に、7 年間をかけて改修したと聞いています。その際の改修の方針としては、天皇陛下がいらっしゃった時の状況を再現する方向であったかどうか確認はしていませんけれども、その後の時代も考え、併せて整備をしたのではないかと思います。ただ、今おっしゃられたとおり、明治天皇が来られた時に併せて改修したことも十分考えられますので、整備基本計画の中で今度、検討していきたいと思っております。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

鶴谷委員。

鶴谷委員

私から、3 項目について、お尋ねします。

まず、学校図書館活用事業についてですが、決算書 207 ページ、報告書 29 ページです。この事業は、学校図書センターを拠点として各学校への図書整備、学校図書館の整備を行い、充実を図るもので、報告書によると、図書は 4849 冊購入されたとあります。この図書の整備に際して、児童生徒や学校からの要望への対応状況は、どのようだったのでしょうか。要望、リクエスト等に対する充足度について、どのような認識を持っているのか、お伺いします。

次に、青少年安全対策事業で、決算書 231 ページ、報告書 38 ページです。子どもたちの安全確保のためのスクールガードリーダーによる学校施設・通学路等の安全確認、巡回指導については、2 名体制で行われているということですが、不審者出没などの通報があった際、周辺を見回っているということを以前のメール配信についての質問でお答えいただいた記憶があります。安全確認のための見回りは、主な活動時間帯も含め、通報があった時などは、どのように行っているのかを伺います。

次に、小学校管理費について、決算書 209 ページです。近年の夏の季節の高温多湿の気候による、公共施設の空調についてはこれまでさまざまな質問がありました。西の里小学校に、お子さんが通学している保護者の方からご意見が寄せられていて、風通しのために窓を開けていた際、教室に蜂が入り込んで騒ぎになったことがあったとのことです。虫が入らないように窓を閉めてしまうと、暑く湿度の高い日は本当に大変です。私はあまり見かけないですが、学校施設での網戸を設置している状況について、実際、どのような状況になっているのかを伺います。

中川委員長

丸毛文化課長。

丸毛文化課長

私からは、学校図書館の資料についてお答えします。資料については、各学校の実情に応じて独自に資料の選定を行っているところですが、限られた予算の中で特に学習活動に必要な本のほか、児童生徒の関心の高い内容の本を優先して購入、更新をしているところです。また、子どもたちからということですが、本のリクエストを学校で受け、図書委員等を中心としてリクエストの投票を行い、上位に上がった図書について購入するという取り組みを行い、子どもたちのリクエストが直接反映されるようなシステムを採用しています。

中川委員長

福田主査。

福田教育支援担当主査

スクールガードリーダーの活動時間についてですが、通報があった場合は適宜、迅速に学校区など周辺の見守り巡視活動を行っています。なお、スクールガードリーダーの活動内容については、各学校区の登下校時の巡視活動や見守りの定期的な実施、及び通学路に関する危険箇所の抽出や点検、また、カラオケ店やコンビニエンスストアなどの立入調査などを行っており、青少年の健全育成に努めているところです。

中川委員長

下野教育総務課長。

下野教育総務課長

私から、網戸の整備状況についてお答えします。市立学校については、全て防音仕様としており、換気目的以外には窓を開けないこととなっていることから、網戸は設置していないところですが、

なお、一部の学校において、独自で網戸を設けているところがあることについては承知しているところですが、詳細については把握していないところです。

中川委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

図書の本整備に関しては、子どもたちの意見が活かされているというご答弁でしたので、今後の整備に向けても引き続き充実が図られていくようお願いいたします。

学校図書館において課題になっていることとして、施設面の質問をします。東部小学校の図書館施設に関して、保護者の方から意見が寄せられていることがあります。東部小学校の図書館は、上靴を脱いで敷物に上がって利用する環境とのことで、このような環境になっているのは東部小学校だけという認識があります。やはり学校では、机と椅子を並べて、調べたいときに上靴のまま図書館に入って、本や資料を探し、机の上でお友達同士で開いて調べ物ができるスタイルが望ましいのではないかと思います。以前、数年前に大迫委員からも図書館の敷物に関しても指摘があったと記憶しています。それ以降の整備状況、学校現場からの要望による対応がどうであったのか伺います。図書館がお金をかけて整備した本や資料が、子どもたちにとって有効活用しやすい環境の整備を図っていくよう、ほかの学校と同じような環境整備を図っていくのが望ましいと考えますが、見解を伺います。

青少年安全対策事業について、先の一般質問で、春の子どもたちを巻き込むさまざまな事件の発生があったことに対する対策について質問をしてきましたが、昨今の状況を踏まえて、スクールガードリーダーの活動に関する対応について、この間に検討をしてきたことはあるのか、伺います。

小学校管理費の網戸についてですが、基本は防音対策のためということで、窓の開閉状況についての答弁をいただきましたが、実際に近年、暑さや湿度の高い状況の中、体調を崩した児童生徒の報告について、どのように把握しているのでしょうか。また、気温が高くて窓を開けないとしている場合、子どもたちの健康を守るための対応として、どのように取り組んでいるのでしょうか。雨が降っているときはやむを得ないとしても、子どもたちの健康面への配慮は必要と思いますので、見解を伺います。

中川委員長

本宮教育総務担当主査。

本宮教育総務担当主査

私からは、東部小学校のカーペットの状況について、お答え申し上げます。学校においては、今後の図書室のあり方について検討中であったことから、カーペットの張り替え、又は、フローリング化など改修等を行っていないところです。なお、今年度、東部小学校から令和2年度の要望として、図書室のフローリング化について要望をいただいているところです。

中川委員長

河合課長。

河合学校教育課長

スクールガードリーダーが関わる安全対策についてですが、各学校から収集した通学路等のデータを基に、市の関係各課、厚別警察署、道道管理者、国道管理者とともに本年 9 月に通学路等の合同点検を実施しました。今後については、各機関で各通学路の安全確保に係る課題や改善策等を協議していく予定です。また、児童生徒が緊急時に駆け込むことができる場所が確保されるよう、子ども 110 番の家などの取り組みについて、現在、関係機関や単位町内会等と連携した実態把握を行っているところです。

中川委員長

下野課長。

下野教育総務課長

これまで、教室内の暑さが原因で体調不良になった子どもはいないものと認識しています。

続いて、学校における暑さ対策についてですが、送風換気設備の更新を計画的に行うとともに、日常的には各学校において適切な換気やカーテンなどによる遮光の対応をお願いしているところです。また、学校によっては水筒の持参と授業中の給水を認めるなど、学校の実情に応じた対応をいただいているところです。

引き続き、子どもの安全対策に努めていきたいと考えています。

中川委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

東部小の学校図書館の整備については、フローリング化の要望が出されているということで、是非、学ぶ環境に図書館の施設環境に市内で差がないよう、フローリングの整備に向けた検討が進むことを要望します。

それから、小学校の窓についてですが、先週の個別質疑の中で、これは所管が市民課のコミュニティ施設管理費の質疑の中で暑さ対策で、防衛省の補助金で網戸を整備したという答弁のあった質疑がありました。それとは扱いが別なのは理解しますが、児童生徒の安全な環境づくりという視点で対応をしっかりとお願いしたいと思いません。

また、どういう視点でこういう対応をしますということを保護者はもちろん、子ども達にもしっかりわかるように周知をして、体調が悪くならないことが望ましいのですが、何かのときには気兼ねなく、先生に申し出るよう子ども達にも周知をしていただきたいことを要望します。見解があれば、お願いします。

中川委員長

下野課長。

下野教育総務課長

学校の暑さ対策についての見解について、お答えします。委員がおっしゃられたように、学校において、教員がきめ細かく児童の健康観察を行なって、体調の悪い子がいれば積極的に声掛けをしていくことも必要かと思えます。

また、子どもも暑さ対策に限らず無理に我慢せず体調の悪い場合には、遠慮なく先生に申し出て、必要があれば保健室でお休みするなど、安全対策、健康管理等も進めていくよう学校との連携を図っていきたいと考えています。

中川委員長

ほかに、ございませんか。
島崎委員。

島崎委員

文化賞、スポーツ賞等表彰事業について、お伺いします。決算書 223 ページ、報告書 41 ページです。事業内容についてお聞きしますが、この選考の時期、拾い方といったものについて、お知らせいただきたいと思います。それから、昨年のもについては、報告書に記載していますが、区切りの時期をお知らせいただきたいと思

中川委員長

丸毛課長。

丸毛文化課長

まず、文化賞、スポーツ賞についてですが、募集期間は、9 月 1 日を基準日として、それ以前にあったものについて募集しているところです。

また、文化賞、スポーツ賞の表彰については、例年、規則に基づき 11 月となっており、11 月 3 日の文化の日に、文化賞、スポーツ賞の表彰を行っているところです。

また、対象となる方の選考については、各推薦を受けた内容を教育委員会からの諮問を受けて、各附属機関が審議いただいて教育委員会に答申し、最終的に教育委員会で決定しているところです。

中川委員長

島崎委員。

島崎委員

11 月 3 日、文化の日に合わせた表彰等の選出方法について、この期間の設定しかできないのだろうかと感じています。例えば、スポーツでいうと、9 月、10 月は、秋の新人戦や新チームの試合時期で、この時期を逃すと翌年となってしまいます。9 月 1 日となると、まさしく小中学校、高校においては、新人戦の全道地区大会の時期であると思います。ついては、選考時期について、私はご一考いただきたいと思います。この時期を逃すと受賞は翌年になります。例えば、小学校 5 年生の子が秋の新人戦で賞を受けたとします。そうすると翌年の表彰対象者となります。また、中学校 2 年生の子は 3 年生になってしまうなど、時期を逸してしまうのではないかと思います。

それから、教育委員会、スポーツ審議会で選出、選考をされることになっていますが、こういう選手、生徒、文化活動について、ご推薦いただきたいという周知については、どのような方法で行っているのかについてもお聞きしたいと思います。推薦をされて候補者が出てきて選考されると思いますが、推薦の案内がどうも広く知れ渡っていないのではないかと思います。先ほどもお話ししましたが、11 月 3 日だったときに、文化の諸行事が非常に多くて、お仲間が表彰をされたといったときに、表彰に皆で伺って、お祝いをしたいにもかかわらず、行事がたくさん重なるので、行くことができないといった声も多くあると聞いています。それであれば、この表彰の時期、選出区切りの時期をご一考いただいて、例えば表彰は翌年の 1 月から 12 月で行うとすると、翌年の 1 月か 2 月の日の良い時にしてするなど、成人式の午前中に、これから成人を迎える若者に、午前中は今まで市民でスポーツや文化活動で貢献された方がいるとか、同時は難しいにしても、成人の日のあたりに、ロビーに賞を受けたことがわかるものを飾ってあげるといった方法で、一緒に頑張りましょうと紹介しても良いと思

ます。学校でもそうだと思いますけれども、先ほど滝委員からあったような、「市民も大会に参加をしましょう。」といった声を受けて、市民が頑張ったらそのことを讃えてあげる機会を設けることが必要だと思います。今までのことについて、選考時期や表彰のあり方について、再度見解を伺います。

中川委員長

丸毛課長。

丸毛文化課長

まず、周知については、市の広報を始め、ホームページ、学校、教育機関、社会教育団体等に文書で通知させていただいています。また、大会で優秀な成績を上げた方については、報道での内容、あるいは関係者の方からの情報提供により、推薦をいただくよう促しているところです。また、時期については、先ほども少しお話しさせていただきましたが、教育委員会が定める表彰規則により、表彰は11月に行うものと定められていることから、ゆかりの深い11月3日、文化の日に実施しています。委員ご指摘のとおり、表彰日の基準を9月1日に設けていることから、秋冬の各種大会等の表彰については次年度以降になっています。けれども、成人の方や特に長きにわたる活動により功績のあった方々の表彰は、文化の日の表彰が適切と考えているところもあります。先ほどの、もう少し賞の新設、あるいは細かな方を拾うという内容も含めて、スポーツを所管する関係課とも協議を進めていく中で、文化、スポーツそれぞれの附属機関の専門的な審議をしていただく委員の方とも意見をいただくなど、表彰の内容について今後、調査研究をさせていただきたいと考えています。

中川委員長

島崎委員。

島崎委員

市内の文化団体、スポーツの所在がある方は、いいのかと思いますが、昨今、市内にそういった参加するチームがない。中学校の場合は、そういうスポーツチームが部活動になくて市外のクラブ活動のチームに参加するとかいったことが多くあるかと思います。そういった場合には、なかなか難しいのかと思われます。ご家庭によって、これが該当するのか、近い方がこの子は該当するのかわかりにくいと思います。そういったことを考えたときに、スポーツの多様化とか、市外にいろいろなスポーツを求めている子どもたちや文化活動も含めて、もう少し拾ってあげる方法を考えていただきたいと思います。それから、20も30も賞を増やしてあげて欲しいとは言っておりませんので、該当している子がそれなりにいると思います。「私、該当していたのにもらえなかった。」と後から聞くことが結構あります。推薦された方はもらえて、本当は該当している子どもたちがなかなかもらえない。こういう現状もあるかと思います。聞くところによると、財政状況のことで担当課から予算を上げても、年々縮小・減額傾向にあるやに聞いています。それはいかがなものかと思いますが、頑張った方には、しっかりと讃えてあげる方法、拾う方法をきちんと考えていただきたいと思います。見解があれば、繰り返しになるかもしれませんが、お願いします。

中川委員長

丸毛課長。

丸毛文化課長

近年、特に青少年の活動が広域化していることは担当課としても理解しています。それは、スポーツも文化も同じであると考えていますので、活動について注視させていただき、情報収集に努めて、できるだけ漏れがない

よう進めさせていきたいということを申し上げます。また、先ほど述べられたとおり、特に青少年の皆さんについては、賞を受賞することで、今後の励みになることも理解できる場所ですので、繰り返しになりますが、附属機関の審議委員の皆さんからご意見をいただくなど、今後の内容について調査研究をさせていただきたいと考えております。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

藤田委員。

藤田委員

それでは、簡潔に 4 点お聞きします。教育振興費教育総務費、200 ページについてです。総合学習で学ぶ小学校の副読本の学習時間の実態は、平成 30 年度は、どのようになっているのか、ご説明願います。

次に、教育総務費の学校 ICT 環境整備事業、205 ページについてです。学校校務システムが入り、その活用実態と効果、それを利用している教員等々にどのような効果がでているのか、詳しくご説明願います。

三つ目は、保健体育費、市民スポーツ活動推進事業についてです。毎年聞いていますが、平成 30 年度の総合体育館で行っている送迎トレーニング教室の実績と事業効果、これはどのようなものがあるのかご説明願います。

最後に、体育施設管理費、学校施設の体育館の開放事業について、1 点お聞きします。237 ページです。他市と比べ、本市の小学校の学校開放では使用基準が違います。特に、サッカーやフットサルというボールを使うもので、見直しをして欲しいという要望が、私のところにも寄せられています。他市と比べて、北広島市の学校開放の実態はどうか、まず、説明をお願いします。

中川委員長

河合課長。

河合学校教育課長

総合的な学習の時間における社会科副読本の活用についてですが、総合的な学習の時間については、探究的な見方、考え方を働かせ、横断的、総合的な学習を行うことをとおしてよりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質能力を育成することを目標としており、一部で社会科副読本の内容とも関連する学習内容がありますことから、一部の小学校では 3、4 年生の総合的な学習の時間において社会科副読本と関連する内容を取り扱い、教科等の枠を超えた横断的・総合的な教育活動を行っているものです。

中川委員長

富田小中一貫教育施設推進課長。

富田小中一貫教育施設推進課長

学校 ICT 環境整備事業のうち、校務支援システムについてですが、各学校において、児童生徒の出欠管理、指導要録の作成、校内での資料掲示や連絡で活用いただいているところです。効果としては、指導要録などの改正時、全道一括で対応することになることから、各校の作業が軽減されることや、小学校から中学校へ進学の際に小学校側で進学先の登録をすることで、中学校へ学籍情報が移行されるため、中学校で改めて入力する作業が軽減されるということがありますが、既に導入後期間が経過したこともあり、校務支援システムを前提とした業務が定着してきているところです。さらには、管内でほぼ整備されたことから、教職員の人事異動直後の円滑な業務開始も進むと考えています。

中川委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

送迎トレーニング教室については、平成 30 年度のトレーニング教室の実績は平成 31 年 3 月 15 日、22 日、2 日間の日程で開催したところです。定員 10 名のところ 11 名の参加があり、地区別では西の里地区が 5 名、大曲地区が 1 名、団地地区 5 名でした。送迎の希望があった方は 9 名で、地区別では西の里地区 4 名、大曲地区 1 名、団地地区 4 名となっています。参加した方からは、器具の使い方を詳しく知ることができたとか、最新の器具をこれから使用するのを楽しみだと、満足されている方が多く、一定の効果があったのではないかと考えています。

また、実施回数については、平成 29 年度同様、2 日間の日程で実施しています。平成 28 年度は 4 名、平成 29 年度は 8 名、そして平成 30 年度は 11 名と増加傾向にあることから、一定の効果があったと考えています。

続いて、学校開放についてですが、使用団体から直接の要望はお聞きしていませんが、現在の学校開放では、野球やフットサルにおけるボールの扱いについて、建物損傷等の防止が担保できないことから、扱い方の一部を制限しているところです。昨今、フットサル等の利用団体が増加していることに伴い、近隣自治体となる恵庭市、千歳市などに調査をしたところ、損傷防止措置を講ずることができる一部学校での使用もあることから、本市においても、利用団体の皆さんのご意見を聞くことも大切ではありますが、損傷防止措置を講ずることが可能な学校から試験的に使用を認めていきたいと考えているところです。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

まず、総合学習の副読本ですが、3、4 年生で学んでいる学校があるとの説明がありました。市内の全小学校で同じような時間数ということで学んでいるのか。そこには差があるのか、実態についての説明をもう一度お願いします。

それから、学校 ICT 環境整備事業についてですが、この中での活用方法の一端で、確認です。小学校でクラスが学級閉鎖、インフルエンザだとか何かそういうことでのクラスの連絡、中学校であれば、クラブのいろいろな連絡に ICT の校務システムが使われているのかどうか。実態がどうか、確認でお聞きします。

次に、送迎トレーニング教室、平成 30 年度が 11 名の参加があったということで、今後、参加者が増えた場合、何名ぐらいまで受け入れが今の体制で可能かお聞きします。

それから、学校開放について、今、小学校の関係で損傷防止措置が取られていることが前提で他市も行っているという説明がありました。北広島市の小学校では、損傷防止措置と呼ばれるものの体制が整っているのか、現状をお聞きします。

中川委員長

河合課長。

河合学校教育課長

総合的な学習の時間における、社会科副読本の活用についてですが、市内各小学校 3、4 年生の総合的な学習の時間のうち、社会科の地域学習と関連する内容として、社会科副読本を活用している学校については、現在のところ、市内の小学校 3 校で実施しているところです。

中川委員長

富田課長。

富田小中一貫教育施設推進課長

校務支援システムについては、統合型という北海道全体が同一の仕様で運用しているところです。学級閉鎖等の各学校の連絡等については、学校でメールサービス等により行っています。

中川委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

まず、送迎トレーニング教室の人数が最大限で何人かに関しては、講師となっています健康運動指導士と相談した内容によると、20名くらいまでは対応できるのではないかとお聞きしています。

学校開放で損傷防止措置、用具に関しては、中学校には防球フェンス等々があることを確認しています。小学校において、そういった備品については、今のところはない状況となっています。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

副読本、課長の説明では、3校使っていないという説明でしたが、教育委員会、学校として副読本の活用は全校でしてほしいのだからと思いますが、今後も学校長の判断に任せるのか、教育委員会としては積極的に使ってくださいと指導をしていくのか、そのことについての基本的な考え方をお聞きします。

それから、学校開放で損傷防止措置は、今、中学校では講じているようだけれども、小学校にはないとの説明があったので、実際のところ、学校開放は小学校の体育館で行われているので、中学校で貸し出すのはほとんどないので、損傷防止措置の講じられていない学校に対して市として、今後、整備、購入していく考えはないのか伺います。また、そういう団体とはどのように協議するのかお聞きして終わります。

中川委員長

河合課長。

河合学校教育課長

社会科副読本については、小学校学習指導要領の社会科第3学年と第4学年の地域学習における指導計画として作成しており、総合的な学習の時間における授業での活用を念頭にしているものではありません。こうしたことから、総合的な学習の時間で社会科副読本を活用することは、総合的な学習時間の学習内容との関連で、学校が判断するものであることから、学校によっては、社会科副読本を活用しない場合もあるものと理解しています。

中川委員長

吉田課長。

吉田社会教育課長

学校開放についてですが、損傷防止策については、防球ネットなどの備品を活用する方法もありますが、各学

校の広さ、仕様の仕方もさまざまであることから、どのような防止策ができるのかについて、団体の皆さんに聞き取り調査を行いながら、可能な学校については、試験的に使用の許可をしていきたいと考えています。

中川委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ないということで、以上で、教育総務費の教育振興費のうち幼稚園就園奨励費事業、幼稚園就園準備支援事業、幼稚園協会連携事業及び幼稚園振興事業を除く教育費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

14 時 02 分 休 憩

14 時 04 分 再 開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、下水道事業特別会計の質疑を行います。

山本委員。

山本委員

私から、2 点、伺います。一つは、歳入、決算書 22 ページから 23 ページ、決算意見書 49 ページ、51 ページです。使用料及び手数料を見ると、予算額よりも増額しています。どのような理由なのかということをお示しいただきたいと思います。逆に負担金について見ると、前年の半分に減少しています。この理由についても、お示しいただきたいと思います。

次に、決算書 305 ページで、全体としての歳出と歳入の合計金額と差し引き残高が出ています。これを見ると、2 億 4,940 万円、約 2 億 5,000 万円の黒字という形になっています。注釈を見ると、下水道会計の引継ぎということで、この下水道会計が次に公営企業会計に変わっていくわけですけれども、公営企業会計に引継がれた後の取扱いは、具体的にどうなるのかお示しいただきたいと思います。

中川委員長

木村経営管理課長。

木村経営管理課長

初めに、使用料及び手数料が予算額より増額した理由ですが、予算においては下水道使用料収入額について、処理人口の減少により、前年度決算見込みを下回るものと推計しましたが、主として企業などの下水道使用水量が増加したことに伴ない、結果、下水道使用料収入額全体が増加したことによるものです。

次に、負担金が前年の半分に減少した理由ですが、この負担金は、新たに下水道を利用できるようになった土地の権利者の方にお支払いをいただく受益者負担金収入ですが、負担金の新規賦課対象者が減少したことにより、負担金収入額も減少したものです。次に、下水道事業特別会計から引き継がれた、歳入歳出差し引き残額の新会計における取扱いについてお答えします。下水道事業特別会計から引き継がれた金額、約 2 億 4,900 万円ですが、新しい会計においては、令和元年度の収入とは扱われず、公営企業会計開始時点の貸借対照表において、流動資産、現金預金の欄に直接計上されることから、令和元年度の損益計算、経営成績には直接影響しない取扱いにな

っています。

中川委員長

山本委員。

山本委員

一つ目は、負担金についてですけれども、新たに下水道を利用する方が減少したということで、金額的にもそれほど多くありません。これはなぜ、減少傾向にあるのか、お示しいただければと思います。

それから、二つ目は、令和元年度の流動資産にこれらの金額が計上されるので、元年度自体は直接影響しないという説明ですけれども、それでは、この金額は令和2年度のところで、どういう形で計上され処理されていくのかお示しいただきたいと思います。金額が大きいものですから、説明をお願いしたいと思います。

中川委員長

木村課長。

木村経営管理課長

まず、受益者負担金が、なぜ減少傾向かということですが、受益者負担金というのは、通常区域を定めて一括してある区域を一斉に整備し、そのの方々について負担金を基本的には一斉にたくさんの方にお支払いいただくものです。今、お支払いいただいている負担金は少額ですが、一部大曲地区、輪厚地区を中心として、ごくわずかですが未整備の地区が残っています。この地区の整備が、本人の希望などにより、件数的にはかなり少ないのですけれども、平成29年度は新規4件、平成30年度は2件、今年度については、また4件という状況です。わずかに残っている未整備地区の新たな整備が件数は少ないけれども出てきている状況です。

次に、下水道事業会計へと引き継がれた2億4,900万円がどのように処理されたのかについてですが、3月末時点、下水道事業特別会計の未払金額が約1億9,000万円ありましたので、新会計においては、まず、この支出に充て、残りの約6,000万円は、令和元年度予算において、下水道事業特別会計からの引継金として、資本的収支の不足をする補填財源に充てることとしています。

中川委員長

山本委員。

山本委員

そうすると、新たな負担金ですが、新たに地域を開発しない限り、こういう数で今後も推移すると理解してよろしいですか。もう一つは、歳出歳入残高ですけれども、最終的には、令和2年度予算に資本的収支として計上されると考えてよろしいですか。

中川委員長

木村課長。

木村経営管理課長

まず、受益者負担金の今後については、ただ今、山本委員からご指摘のあったとおり、新たな整備区域が出てまとまった整備区域を整備しようとしめない限り、残っているとところが少しずつ出てくる状況です。それから、歳入歳出差引き残額の取扱いですが、先ほど資本的収支を補填する財源といいましたが、補填財源というのは資本的収入、資本的支出の不足を埋める財源ですので、資本的収入とはまた別の考え方で、下水道事業特別会計から

引き継がれた時点で現金を持っていたという考え方です。これを補填財源として使うということです。

中川委員長

ほかに、ございませんか。

藤田委員。

藤田委員

それでは、1 点だけお聞きします。

下水道整備事業、301 ページ、平成 30 年度までの 40 年以上経過した下水の老朽管はどの程度の割合になっているのか、お聞きします。

中川委員長

山下主査。

山下管理担当主査

平成 30 年度までの下水道管整備総延長は約 555 キロメートルで、このうち、整備後 40 年を経過している管渠は、汚水管で約 114 キロメートル、雨水管で約 100 キロメートルの合計 214 キロメートルと総延長の 38.6%を占めています。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

今、国も老朽管対策に力を入れて取り組んでいます。北広島市として、この 38%の整備をどう進めていくのか。今、公営会計に変わることも含めて、今後の方針をどのようにもっているのかお聞きします。

中川委員長

山下主査。

山下管理担当主査

平成 31 年度までは、平成 26 年度に策定した下水道管渠施設長寿命化計画に基づき、老朽管の点検改築更新を行っています。今年度、下水道施設全体の老朽化対策として下水道ストックマネジメント実施計画の策定を予定しており、来年度以降は、この計画に基づいて老朽管の点検改築更新を進めていきます。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

最後に確認ですが、今いったストックマネジメント計画はいつまでに作られるのかをお聞きして終わります。

中川委員長

山下主査。

山下管理担当主査

現在、計画策定作業中のため、現時点で具体的にお伝えすることはできませんが、第 1 回定例会には、お示しできるかと思えます。

中川委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で、下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

以上をもちまして、議案第 23 号の質疑は終了いたしました。

次に、議案第 24 号 平成 30 年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について を議題といたします。

質疑を行います。

山本委員。

山本委員

水道事業会計について、お伺いいたします。決算書 10 ページです。貸借対照表を見ると、減債積立金から、6,900 万円を資本金に移しているわけですが、資本金に移した理由について、お伺いします。

次に、同じく決算書 33 ページに、無形固定資産の明細書があります。これを見てもみると、リース資産が 155 万 9,518 円の年度当初、現在高がありますが、全額を当年度で減価償却して残存価値ゼロという形にしています。今年度で全額償却した理由をお示しいただきたいと思えます。

次に、決算書 10 ページの同じく貸借対照表ですけれども、利益剰余金が計上されています。この利益剰余金についての今後の支出見通しについて、お聞かせ願いたいと思えます。

中川委員長

木村課長。

木村経営管理課長

初めに、減債積立金から 6,900 万円を資本金に移した理由ですが、減債積立金は平成 30 年度、当初予算に定めるところに従い、企業債償還金 6,925 万 5,772 円の支出に充てるため、6,900 万円の取り崩しを行ったところです。資本金との関係については、剰余金の処分等に関する条例、この規定に基づき減債積立金を取り崩した金額と同額を資本金に組み入れることとされていますので、この会計処理を行うことにより、貸借対照表における資産と負債、資本のバランスが適正に保たれることとなります。

次に、リース資産について単年度で全額償却した理由についてですが、決算書 33 ページに掲載されているリース資産は、平成 26 年度に導入した会計システムのソフトウェアです。こちらは、平成 30 年度が 5 年間の減価償却期間最終年度となり、年度当初現在高と減価償却高が同額となっているものです。従って、単年度で全額を償却したものではないものです。

次に、利益剰余金の今後の支出見通しですが、給水収益の減少、企業債償還額の増加などにより、水道事業の財政状況が厳しくなることが見込まれていることから、年度により変動はありますけれども、取り崩し金額は傾向として増加する見通しとなっています。

中川委員長

山本委員。

山本委員

まず、減債積立金から資本金に移した理由は、バランスを取るということで理解しましたが、企業債を発行した具体的な事業の中身はどういうものだったのかを教えてくださいたいと思います。次に、リース資産ですが、5年目で全額償却したのは理解しましたが、会計システムは、平成26年度に導入して減価償却が終わって、廃棄するものなのですか。それとも、この会計システムは使用するものかどうかお聞かせ下さい。もし、使用しているのであれば、この現存価額をゼロにしてしまうと、資産として所有しているかどうか会計上わからなくなる懸念があります。その点については、どう処理をされているのか、お聞きしたいと思います。それから、利益剰余金についてですけれども、今の答弁ですと取崩し傾向が全体として増加するというので、この利益剰余金が年々減少していくことになる、中長期的にはどれ位の期間で剰余金は出なくなるというのか、会計的には減少してなくなっていくのかについての今後の見通しと、もしこれがなくなるのであれば今後の対策についてどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

中川委員長

木村課長。

木村経営管理課長

初めに、企業債を利用した主な事業について、お答えします。現在、償還中の企業債については、主に平成8年度から着手した第5期拡張事業における建設事業費の財源として活用したもので、平成20年度までに事業費約42億円に対し、約13億円起債したところです。主な内容としては、平成19年度までに竹山配水池、共栄調整槽、輪厚配水地の築造及び配水管整備、平成20年度に水道管理センター建設などとなっています。

次に、リース資産について、今後、廃棄するのか使用するのかについて、また、会計上の管理方法について、お答えします。会計システムは、リース期間満了に伴い、平成30年度に新しい会計システムを導入しています。この減価償却を終了した旧システムについては、今後、過去の収入支出など、実績データ分析などの活用が可能と考えられますので、当面は引き続き使用する予定としています。管理方法については、帳簿価額ゼロ円であっても、他の資産と同様に固定資産台帳を整備していますので、管理から漏れないことになっています。

次に、剰余金が減少していく今後の見通しと対策について、お答えします。水道事業経営戦略における推計においては、令和2年度から欠損が生じる見通しとなっており、新たに剰余金を積み立てることができなくなりますので、今後は取り崩す一方となります。令和9年度末の利益剰余金残高、現在、平成30年度末で約11億円ありますが、これが4億円台まで減少する見通しとなっています。そのまま推移すると利益剰余金が底をついて経営を維持することが困難になりますので、今回の経営戦略期間中において中長期的な視点から経営の持続を可能とするような対策を今後検討していくことは必要だと考えています。

中川委員長

山本委員。

山本委員

最後の利益剰余金ですけれども、かなり遠くない時期に利益剰余金なくなる状況で、それに対する対策を行なわないとならないことは理解しますが、そのために、今でも非常に高い水道料金だと言われているものを、さらに上げる形にならないよう対策を取っていただくよう強く要望して終わります。

中川委員長

ほかに、ございませんか。
藤田委員。

藤田委員

それでは、1 点。業務、年間総有収水量、決算書 19 ページについて伺います。平成 30 年度の年間総有収水量が下がった理由と、この時点で道内での北広島市の順位、全道の市の中で、どの程度に位置するのかをお聞きします。

中川委員長

笹原水道施設課長。

笹原水道施設課長

平成 30 年度の年間総有収水量についてですが、493 万 2,894 立方メートルで、前年比 46,900 立方メートル、0.9%の減少となっています。この理由としては、給水人口の減少、企業活動の動向、節水機器の普及、天候や気温などが要因となっていると思われませんが、用途別の水量では家庭用の減少量が増えていることから、給水人口の減少に伴うものが大きいと考えられます。

次に、有収率については、平成 30 年度は、87.5%となっていますが、北海道が公表している統計資料では、平成 29 年度が最新版となっており、本市の有収率 88.7%は、道内の市及び 33 事業体の中で高いほうから 7 番目となっています。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

今、0.9%下がったということで、これに対しての対策、漏水していることを早く発見して対策することが一つの手立てになるのだと思いますが、具体的な手段は何か行っているのかお聞きします。

中川委員長

笹原課長。

笹原水道施設課長

有収率の向上についての有効な手段ですが、やはり漏水を減らすことが一つとして考えられます。漏水対策として即効性のある手段は、現在なかなか無いのが実情です。漏水リスクの高い配水管で 40 年以上経過したものに対しては、現在、老朽管更新事業を進めており、計画的かつ効率的に行ってきています。宅内などで漏水がある場合、漏水サインの出る電子メーターを市内全域で採用しており、ほぼ全戸に行き渡っている状況です。毎月行なっている検針では、この漏水サインを確認するとともに、使用料に大きな変化があった場合には使用者に連絡し、内容を確認している状況です。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

今の説明では、宅内は漏水サインでわかる機器が普及しているということで、その機器はほぼ 100%までいつているのか、まだそこまでいつてないのか。

また、機器による効果はどう見ていつているのか、答えられる範囲でお願いします。

中川委員長

笹原課長。

笹原水道施設課長

一部、特殊なメーターを使っているところ以外は、市内全戸に漏水サインの出るメーターは普及しています。

また、効果についてですが、この数年間では宅内の漏水について若干、量の多い少ないはありますけれども、全体を通じて減少傾向になっている状況です。

中川委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに、ごさいませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上をもちまして、議案第 24 号 平成 30 年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について の個別質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日予定の議題の質疑につきましては、すべて終了いたしました。

なお、個別質疑で留保し、総括質疑を行う委員は、10 月 23 日、午後 3 時までに通告書を提出してください。

10 月 30 日、午前 10 時からの決算審査特別委員会では総括質疑ののち、議案ごとに討論及び採決を行います。

お諮りいたします。

本日の委員会は、この程度にとどめたいと思いますが、ご異議ごさいませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

本日は、これにて散会といたします。

大変、お疲れさまでした。

14 時 36 分 終了

委員長 中川 昌憲